# 令和4年分

# 確定申告書等作成コーナー入力マニュアル (パソコン版)

作成を始める前に

手順

手順2

手順3

手順4

手順5

用語の解説・お知らせ



税予税務署 この社会あなたの税がいきている

目 次		ページ
<ol> <li>1.確定申告書</li> <li>手順1</li> <li>手順2</li> <li>手順3</li> <li>手順4</li> <li>手順5</li> <li>2.用語の解説</li> </ol>	<ul> <li>等作成コーナーの入力方法</li> <li>確定申告書の作成開始</li></ul>	2 6 14 28 43 43

# 確定申告書の作成を始める前に知っておきたいこと



# 確定申告書等作成コーナーとは…

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンやパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成(➡2ページ)することができます。 作成した確定申告書等は、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

# 自宅での申告書作成で困ったときは…

確定申告書等作成コーナーでは、自動計算で申告書を作成でき、e-Taxで申告書を送信する場合には、添付書類の提出又は提示を省略することができるほか、書面で提出する場合に比べて還付金を早く受け取ることができます。

自宅での申告書作成にあたっての便利な機能をご紹介します。

#### チャットボットに相談する。

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」 を組み合わせた言葉で、利用 者が知りたい情報について、 メニューの選択や、フリーワ ード(話し言葉、キーワード など)の入力をすると、AI (人工知能)を活用して自動 で回答を表示するシステムをいいます。



#### ▶よくある質問で確認する-

1

確定申告書等作成コーナーの画面右上には、よくある質問へのリンクがあります。税に関する取扱いや 操作方法が分からない場合の対応などを掲載しています。キーワードによる検索も可能です。

	❷ <u>よくある質問</u>	よくある質問を検索	L C
■ キーワードから探す			
検索したい語句を入力して検索ボタンをクリックしてください		検索	
よく検索されるキーワード:			
▶ 特に多いご質問			

# マイナポータル連携を利用する

マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を行うものです。マイナポータルで事前設定を行い、マイナンバーカードを利用してe-Tax送信する場合にご利用いただけます。

スマホはこちらから いたが?!! 知知35.41??! いたが?!! 知35.41??! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! いたが?!! れ35.41??! いたが?!! いたが?!! いたが?! いたが

#### ▶ 操作方法をヘルプデスクに質問する-

確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、 エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電 話で対応する専門窓口(申告の要否、申告等の内容 に関する事項、税法関連事項等を除きます。)とし て、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置して います。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	
0570-01-5901	受付時間
(全国一律市内通話料金)	月曜日~金曜日(祝日を除きます。)
=記の電話番号がご利用になれない 5は、こちらへおかけください。 <u>3-5638-5171</u> <sup>通常通話料金)</sup>	9:00~17:00 令和5年1月10日(火)~3月15日(水)は受付時間が延長されます。 月曜日~金曜日(2月23日(木・祝)を除きます。)
	9:00~20:00
	日曜日(2月19日、26日、3月5日、12日に限ります。)
	9:00~20:00

詳しくは、国税庁ホ ームページをご覧く ださい。



# 1.確定申告書等作成コーナーの入力方法

|手順 1

# 確定申告書の作成開始

このマニュアルには開発中の画面が含まれていますので、実際の画面と異なる場合があります。







- ●「作成開始」ボタンをクリックして、確定 申告書の作成を始めます。
- ※ 令和3年分の確定申告書等作成コーナーを 利用された方で、作成した申告書等のデー タ (拡張子が [.data | となっているもの) を お持ちの方は、令和3年分で入力した情報 を利用して作成を開始できます。 令和3年 分で入力した情報を利用する方は、「保存 データを利用して作成」ボタンをクリック して確定申告書の作成を始めます。 「保存データを利用して作成| から確定申告 書の作成を始める方は、5ページを参照し てください。
  - ●確定申告書の提出方法を選択します。
  - ①「スマートフォンを使用してe-Tax」は、マ イナンバーカードとマイナンバーカード読 取対応のスマートフォンを使用してe-Tax が利用できます。パソコンに表示される QRコードをスマートフォンで読み取る方 法です。
  - ②「ICカードリーダライタを使用してe-Tax」 は、マイナンバーカードとICカードリー ダライタを使用してe-Taxが利用できま す。
  - ③「ID・パスワード方式でe-Tax」は、税務署 で発行されたID・パスワード方式の届出 完了通知を使用してe-Taxが利用できま す。
  - ●このマニュアルでは、「スマートフォンを 使用してe-Tax」を選択した場合の手順を 説明します。
  - ●作成する申告書を選択します。
  - ●このマニュアルでは、令和4年分の所得税 の確定申告書の作成について説明します。
- ※ 青色申告決算書や収支内訳書を確定申告 書等作成コーナーで作成する方は、「決 算書・収支内訳書(+所得税)」を選択し てください。

手順

順

手 順

4

丰 順 5

用語の

)解説

お知ら

せ

丰



●マイナポータル連携を行うかどうか 選択します。
●このマニュアルでは、マイナポータ ルと連携しないで申告書等を作成す る方法を説明します。
マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申 告手続きについて、マイナボータル経由で、控除証明書 等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当 項目へ自動入力する機能です。 <メリット> ・事前の設定は初めてご利用する1回のみで、次からは 設定不要。毎年情報の取得ができます。 ・データ取得するので、書類の保管、管理が不要 ※e-Tax 送信する場合のみ ・確定申告書等作成コーナーへ自動入力できます。 ・今後も取得する情報を拡大していく予定です。
マイナボータル連携を利用するためには、マイナボー タルでの事前設定が必要です。「マイナポータル連携と は」の下に表示されている「事前設定を行う」から、画 面の案内に従って事前設定を行ってください。



●「スマートフォンを使用して e-Tax」 を選択した場合、お手持ちのスマー トフォンに「マイナポータルアプリ」 をインストールする必要がありま す。

「マイナポータルアプリ」は、スマー トフォンの種類によってそれぞれの QRコードからインストールできま す。



# (参考) 過去の年分の保存データを読み込んで申告書を作成

令和3年分の確定申告書の保存データを読み込んで令和4年分の確定申告書を作成することで、本人情報等の入力を 省略することができます。



●「新規作成」ボタンをク リックすると、2ページ の「税務署への提出方法 の選択」画面になります ので、2ページから4ペー ジまでを参照して操作 を進めてください。

過去の年分のデータの読込
トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
所得税の過去の年分の確定申告書データを読み込みます
読み込み可能なデータは平成30年分から令和3年分のデータです
※ 令和4年分のデータはこの画面で読み込むことができません。 トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択して読み込んでください。
※ スマートフォン・タブレットで作成した所得税データ(所得税と決算書の混合データの場合を含む)は読み込むことができません。
R存ファイル名 ファイルの選択 アイルが選択されていません 操作手順
ー 1. 「ファイルの選択」ボタンをクリックし、データを保存した場所を指定の上、「.data」形式のファイルを選択します。
2. 選択したファイルが「ファイルの選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。
2. 選択したファイルが「ファイルの選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。 3. 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。
<ol> <li>2. 選択したファイルが「ファイルの選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。</li> <li>3. 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。</li> <li>         「操作手順を画像で確認する場合はこちら         「データを保存」た場所が分からない場合はこちら     </li> </ol>

●「過去の年分のデータの 読込」の画面が表示され ます。「ファイルの選択」 ボタンをクリックし、過 去の年分の確定申告書 の保存データ(例:「r3syo toku.data」)を選択しま す。

詳しい操作の方法は、 <sup>-</sup>操作手順」をご覧くだ さい。

 読み込んだデータの本 人情報を確認します。



申告書の作成をはじめる前に		●各質問について、当てはまる回答
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了		を選択してくたさい。
申告される方の生年月日		●青色申告の方は、「税務署から青 色申告の承認を受けています
昭和 v     43 v     年     10 v     月     13 v     日       入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。		か?」の質問で、必ず「はい」を選 択してください。
作成する確定申告書の提出方法		● 事業所得、不動産所得がない方
◉ e-Taxにより税務署に提出する。		は、「いいえ」を選択してくだ
○ 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。		さい。
申告内容に関する質問		
質問	回答	
給与以外に申告する収入はありますか? 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	はいいえ	
税務署から青色申告の承認を受けていますか? 青色中告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色中告承認中請書を税務署に提出して承認(みなし承認を 含む。)を受けて行う中告のことです。	はい いいえ	
税務署から予定納税額の通知を受けていますか?	はい いいえ	

▶ 収入金額等、▶ 所得金額等の入力

手順2

由生内突に関する管門

収入金額等、所得金額等の入力 所得の種類ごとに、収入金額等、所得金額等を入力します。 事業所得 ➡7ページ 利子所得 ⇒9ページ ➡10ページ ➡12ページ 給与所得 譲渡所得 ⇒9ページ 不動産所得 ➡8ページ 配当所得 雑所得 ➡11ページ 一時所得 ➡13ページ 収入金額・所得金額の入力 入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください 2をクリックすると、項目についての説明が表示されます。 が表示されます。 総合課税の所得 (単位:円) 入力内容から計算した所得金額 入力・訂正 人力 有無 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 事業所得(営業・農業) 💡 2 入力する 不動産所得 🛜 2 入力する 入力する所得の種類の「入力する」ボ タンをクリックします。 利子所得 🛛 入力する 2 2 配当所得 🛜 入力する 2 給与所得 💡 入力する 公的年金等 入力する 雑所得 🛛 2 業務 入力する その他 総合譲渡所得 김 入力する 2 2 一時所得 <table-cell> 入力する 合計 ?? ※ 「本年分で差し引く線越損失額」を入力した場合は、 線越損失控除後の金額が表示されています。 2

#### (事業所得(営業等・農業)の概要

#### 次の事業などから生ずる所得

営業等 所得	<ul> <li>卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、 運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業</li> <li>医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工な どの自由職業</li> <li>漁業などの事業 など</li> </ul>
農業 所得	<ul> <li>● 農産物の生産、果樹などの栽培</li> <li>● 養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育</li> <li>● 酪農品の生産 など</li> </ul>

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(→39ページ)。

事業所得の入力			
営業等又は農業の収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。     →帳簿の種類についてはこちら			
	種類	収入金額所得金額	
	営業等	А В В В В В В В В В В В В В В В В В В В	
	農業	m m m	
	種類	帳簿の種類	
	営業等	<b></b>	
	農業	<b></b>	

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額 の計算について特例があります。

①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者 に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方 (シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行 うことを業務とする方を含みます。)

②事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方 HP参照:タックスアンサー『家内労働者等の必要経費の特例』

- ●あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は 「収支内訳書」を基に入力します。
- 確定申告書等作成コーナーで青色申告 決算書や収支内訳書を作成している場 合は、収入金額や所得金額が自動反映 されます。この場合、青色申告決算書 や収支内訳書は、所得税の申告書を e-Taxで送信する際に、同時に送信され ます。
- ●青色申告決算書や収支内訳書を作成開始・ 再開又は訂正する方は「収入金額・所得金 額の入力」画面に戻り、左下の「決算書・収 支内訳書作成コーナーへ」から入力を行っ て下さい。

※ 令和4年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている	簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。
---------------------------------	-----------------------------

種類         帳簿の種類           営業等		電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、 電磁的記録による保存に係る届出書(又は電磁的記録に係る承認 申請書)を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録によ る備付け及び保存を行っている場合	T
農業	1 優良な電子帳簿(届出又は申請書を提出済) 2 会計ソフト等で作成した帳簿(1を除く)	会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合(1に該当 する場合を除きます。)	2
きたがある	3 1及び2以外の帳簿(複式簿記) 4 1から3以外の帳簿(簡易な方法) 5 上記以外(記帳の仕方が分からない等)	総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原 則(複式簿記)に従って記帳している場合(1又は2に該当する場合 を除きます。)	3
		日々の取引を正規の簿記の原則 (複式簿記) 以外の簡易な方法で記 帳している場合(2に該当する場合を除きます。)	4
		上記のいずれにも該当しない場合(記帳の仕方が分からない場合	F

を含みます。) 電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の 『電子帳簿保存法一問一答(電子計算機を使用して作成する帳簿書類関

係)』などを参考にしてください。

- ●収入金額のうち、源泉徴収されている収入 (給与や雑所得に該当する収入を除きま す。)がある場合は、左の画面で入力します。

▲ 事業専従者がいる場合には、税額控除・その他の項目の入力画面の青色事業専従者給与額の合計額又は事業専従者控除額の合計額の入力 画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

# 収入金額等 所得金額等

●あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を基に入力します。 ๗ペト 確定申告書等作成コーナーで青色申

告決算書や収支内訳書を作成してい

る場合は、収入金額や所得金額が自 動反映されます。この場合、青色申 告決算書や収支内訳書は、所得税の

申告書をe-Taxで送信する際に、同

●青色申告決算書や収支内訳書を作成開 始・再開又は訂正する方は「収入金額・ 所得金額の入力」画面に戻り、左下の「決 算書・収支内訳書作成コーナーへ」から

時に送信されます。

入力を行って下さい。

手

順

手

# 手順5

用語の解説・お知ら

せ

# 不動産所得

#### 不動産所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得 ※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(→39ページ)。

不動産所得の入力			
青色申告決算書から次の項目を入力してください。 所得金額は、青色申告特別控除額を差し引いた後の金額を入力してください。 青色申告決算書は、前の画面左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ポタンから作成することが可能です。			
	収入金額等を入力した場合は、備え付け     →帳簿の種類についてはこちら	けている帳簿の種類を選択してください。	
	収入金額	所得金額	
	円 一	⊢ ⊓	
	帳簿の種類を選択してください。		
○ 不動産所得の金額が赤字の方(黒字の場合入力は不要です。)			
	「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入し た方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。		
	「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンを てください。 <u>→被災事業用資産の損失の詳細はこ</u>	クリックして入力し ちら 入力する	
<ul> <li>国外の中古建物から生じる不動産所得の金額が赤字の方(黒字の場合入力は不要です。)</li> </ul>			
	国外中古建物の減価償却費のうち、不動産所得の損 こととなった金額がある場合は、右の金額欄に当該 さい。 →不動産所得の損失金額から減算する国外 は	失金額から減算する 金額を入力してくだ 中古建物の償却費と	円

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。

収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。 →帳簿の種類についてはこちら 電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満た  $\wedge$ し、電磁的記録による保存に係る届出書(又は電磁的記録に 係る承認申請書)を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について 収入金額 所得金額 電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合 円 н 会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合(1 2 に該当する場合を除きます。) 帳簿の種類を選択してください。 ~ 総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記 の原則(複式簿記)に従って記帳している場合(1又は2に該当 3 ○ 不動産所得の金額が赤字の方(黒字 1 優良な電子帳簿(届出又は申請書を提出済) する場合を除きます。) 2 会計ソフト等で作成した帳簿(1を除く) 「土地等を取得するために要した負債の利 3 1及び2以外の帳簿(複式簿記) 日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法 た方は、右の金額欄に当該金額を入力して 4 4 1から3以外の帳簿(簡易な方法) で記帳している場合(2に該当する場合を除きます。) 5 上記以外(記帳の仕方が分からない等) 上記のいずれにも該当しない場合(記帳の仕方が分からない 5 場合を含みます。) 電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ 掲載の『電子帳簿保存法一問一答(電子計算機を使用して作成する 帳簿書類関係)」などを参考にしてください。

▲ 事業専従者がいる場合には、税額控除・その他の項目の入力画面の青色事業専従者給与額の合計額又は事業専従者控除額の合計額の入力 画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

※ 令和4年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている帳簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。

# 総合課税の利子所得・総合課税の配当所得

#### 総合課税の利子所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその 同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受ける ものなどによる所得

- ※預貯金、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税ですから申告することはできません。
- ※総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択すること はできません。

利子所得や配当所得は、金融・証券税制(入力項 目の選択)画面から入力します。

● 配当集計フォームや証券会社等から交付された 特定口座年間取引報告書のデータを読み込めば、 内容が自動反映されます。

金融・証券税制(入力項目の選択)
□ の方が上国時式第を反射・接流した場合の会話・経営的知道の内容についてけ、こちらをご覧くだき
「「「「「「」」」」「「「」」」」」「「「「」」」」」」「「「」」」」」」
入力例
1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)
申告する <u>上提供式等の配当等</u> がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。
総合課税 申告分離課税 配当等がない
⇒総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら
<ol> <li>株式等の売却・配当・利子等の入力</li> </ol>
次のうち、該当するものについて入力してくたさい。 株式等の譲渡所得等 記当所得 上場株式等に係る記当所得等
「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方
次のいずれかに該当する方はこちら
1972日2010 - <u>特定日空</u> (源泉微双なし) での株式等の売却等がある方
「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する
→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
→ 株式等の売時時について「株式書 <u>に低る場面所備毎の合き物の計算期間書</u> 」を手書き等で作成済みの方のうち、経定回应(爆発感効あり)での 売却等がある場合は、「株定回産早期均損番書」の符音を入り後、下記3の「計算期倍書の符音を入力する」ボタンをクリックしてくださ し、
■ 二州(新国) 二州(新国) (二州(新国) 二州(新国) 「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方
括定口座(源泉徴収あり)以外で、上場株式等の配当等(申告するものに限ります。)や非上場株式等の配当等がある方はこちら
「配当等の支払通知書」などの内容を入力する
→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
[利子等の支払通知書] などの内容を入力する方
指定口座(源泉故収あり)以外で、利子等(申告できないものを除きます。)がある方はこちら
「利子等の支払通知書」などの内容を入力する

#### ▶ 総合課税の利子所得・

- ●『「利子等の支払通知書」などの内容を入力 する』をクリックすると入力画面が表示され ます。
- ●特定口座以外で受領した特定公社債の利子等 (申告分離課税の対象)と、国外で支払われ る預金等の利子など国内で源泉徴収されない もの(総合課税の対象)をそれぞれ区分して 入力します。

#### 総合課税の配当所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資 信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を 除く。)の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。) に係る配当所得については、申告分離課税を選択することが できます。

|HP参照:『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』|

#### ▶ 特定口座(源泉徴収あり)に受け入れた利子等・配当等

●上場株式等の配当等がある場合は、「1 配当 所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選 択します。

※「申告分離課税」を選択することもできます。

- ●『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』をクリックすると、入力画面が表示されます。
- ●特定口座年間取引報告書の内容どおりに入力し ます。

▲ 特定口座(源泉徴収あり)に受け入れた利子は、申告分離課税 の対象となり、総合課税を選択することはできません。

例 特定口座年間取引報告書入力画面



#### ▶ 総合課税の配当所得•

- ●上場株式等の配当等があり、総合課税を選択する場合は、「1配当所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選択します。
   ※「申告分離課税」を選択することもできます。
- ●『「配当等の支払通知書」などの内容を入力 する』をクリックすると、入力画面が表示さ れます。
- ●金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当) 画面で上場株式等の配当等と非上場株式等の 配当等をそれぞれ区分して入力します。
- ●配当等の種類の入力に応じて、配当控除の額 が自動計算されます。
- 例 上場株式等の配当に係る支払通知書入力画面



手順

### 給与所得の概要

給与所得

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

給与所得の入力	絵与所得の入力
源克徴収票の入力	源泉徴収票の入力
	- 給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力
和子寺の文仏有から文刊されに版水田収売の入力	
データで交付された源泉徴収票の入力	結与の支払者から交付された「xmlデータ」(拡張子が[.xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか?
給与の支払者から交付された「xmlデータ」(拡張子が[.xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか?	
(はい いいえ	
書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力	給与所得の入力
□ 年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方	湿泉((炭原の入力 > デーク)読込 → データ(読込品集
	給与等の支払者から交付されたデータ読込
<b>曹四で父付されに牛木嶋金湾かの歳泉顔以県について、「人力する」不タンをクリックして人力してください。</b>	給与等の支払者から交付されたデータを読み込みます。
入力内容の一覧	読み込むことができるファイルは、拡張子が〔.xm] となっているものに限ります。 年末調整済みの源泉成双原は、書面で交付された源泉成双原の入力を含め最大1ファイルまで読み込むことができます。
支払者の住所(居所)・所在地又は法人 支払金額 源泉微収税額 源泉微収税額の内書き 操作	年末調整済みでない源泉側収蔵は、最大300ファイルまで読み込むことができます。
1117 古社 参小 ビタ 、 タ 次	ファイルを選択
入力する	
	前に戻る 選択したファイルを読み
書面で交付された年末調整済みでない源泉徴収票の入力	お読い合わせ 個人情報保護方法 利用規約 単変成後 Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights F
書面で交付された年末調整済みでない遼泉徴収票について、「入力する」ポタンをクリックして入力してください。(最大300件)	
小貨建てのストックオブションなどの収入の入力例	
lation of	給与所得の入力 
人刀内谷の一見 支礼 茶の作所(所所),所在地又付注し 支払金額 酒意識回知額 酒意感回知 酒意感回知 福心の 日本 ほん	道泉燃収票の入力 > データ読込 > データ読込結果
	給与等の支払者から交付されたデータ読込結果
支払者の氏名・名称	年末調整済みの源泉徴収票読込結果の確認
入力する	
	戸橋で登場りる場合は「標料」がダンをソンツクレくください。
	読み込んだファイル 支払者の住所(屈所)・所在地 支払金額 操作
特定支出控除の入力	大/ 参介近夕,夕放 / 2000/00/000
特定支出控除の入力 給与所得者の特定支出控除の適用を受けますか?	

①年末調整済みの源泉徴収票と②年末調整済みでない源泉徴収票を区分して、それぞれ画面の案内に沿っ て源泉徴収票の内容を入力します。

③給与等の支払者から交付された「xmlデータ」をお持ちの方は、源泉徴収票の「xmlデータ」を読み 込むことでその内容が自動入力されます。

●所得金額調整控除は、公的年金等の雑所得や扶養親族等の入力内容から自動計算されます。

※支払者の所在地や名称が文字数制限を超えるときは、省略しても判断可能な部分は省略してください(例:マンション名を省略、株式会社を (株)と省略して入力)。

\*\*\* 年末調整済みの源泉徴収票の見分け方

支払金額が2,000万円以下で、「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に金額が記載 されていれば、年末調整済みです。

例年末調整済みの源泉徴収票の入力画面

給与所得の入力	
令和4年分の源泉微収票に記載されているとおりに、入力し 源泉微収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から	てください。 入力してください。
<ul><li>①支払金額</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>一</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し<!--</td--><td></td></li></ul>	
②源泉徴収税額 2段で記載されている場合、下の段の全額	
円 □ 源泉微収税額が2段で記載(内書き) 2段で記載されている場合、上の段の全額	今泊 4 行分 給与所得の意衆地な異
<ol> <li>(源泉) 控除対象配偶者の有無</li> <li>(源泉) 控除対象配偶者の有無</li> <li>(下配偶者(特別) 控除の額」のいずれかの記載</li> <li>の場合は 「なし」を選択してください。</li> </ol>	
あり なし	11.000 J

# 雑所得

#### 雑所得の概要

他の所得に当てはまらない(1)から(3)の所得

- ※以下の所得は課税されません。
  - 増加恩給(併給される普通恩給を含む。)
  - 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
  - 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
  - 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

#### (1)公的年金等の雑所得

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの所得

#### (2)業務に係る雑所得

原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得

#### (3)その他の雑所得

生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの(1)及び(2)以外のものによる所得

#### 公的年金等の雑所得

原泉微収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険	料控除」から入力してください。
支払者は厚生労働省ですか?	
はい いいえ	
支払金額の記載がある「区分」を選択して 入力してください。	◆約4 年少 23月年金第公開業税収置 
□ ①法203条の3第1号・第4号適用分の入力	R.C.         X L S H           M MARK STATUS         N MARK STATUS           M MARK STATUS         PI
□ ②法203条の3第2号・第5号適用分の入力	TOTAL CONTRACTOR CONTRACTOR     TOTAL CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR     TOTAL CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR
□ ③法203条の3第3号・第6号適用分の入力	
□ ④法203条の3第7号適用分の入力	2012/2012 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
	шана <u>166</u> а. начан <u>1222</u> б <u>1600</u> б <u>1656</u> б цалана <u>1566</u> б
多社会保険料の金額	2012 (2012) (201
円	東京都平代回び周が間17日2巻2号 百男立士百 厚生労働省年金局 事業企業課長 10mm
⑥支払者	
所在地又は法人番号(全角28文字以内)(ビル名等省略	(可)

- ●支払者が厚生労働省であるかを確認し、「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」を選択した場合、支払者の所在地、名称の各欄に厚生労働省の所在地等が自動入力されます。
- ●支払金額が記載されている欄に応じて、区分を選 択し、支払金額などを入力します。

#### 業務に係る雑所得、その他の雑所得

雑(その他)所得の入力
種目等の項目を入力してください。 ■ <u>入力例はごちら</u>
種目
収入金額 円
必要経費 円
源泉徴収税額 円 □ 未納付の源泉徴収税額 <b>②</b>
種目 原稿料 ✓
業務に該当しますか □ <u>詳細はこちら</u>
はいいえ
現金主義による所得計算の特例の適用を受けますか?
はいいえ

- ●種目欄をプルダウンから選択します。該当する種目がない場合には、 「その他」を選択し、種目を入力します。
- ●種目欄で、「原稿料」、「講演料」、「印税」、「放送出演料」、「暗号資産」 又は「その他」を選択した場合に表示される「業務に該当しますか」の 質問に回答すると、次のとおり区分されます。
  - ・業務に該当する場合 ⇒「業務に係る雑所得」
  - ・業務に該当しない場合 ⇒「その他の雑所得」
- ●業務に係る雑所得の金額の計算上、現金主義の特例を適用する場合 は「現金主義による所得計算の特例を受けますか?」の質問で「はい」 を選択します。
- ●業務に該当する場合は、「前々年分の業務に係る雑所得の収入金額」 の質問について回答を選択します。

前ヶ年分の業	≝救に伛ス辨	所得の収入全額		
1012年700年	前々中方の未防にはる推測時の収入並額			
前々年分の業務( □ 詳細はこちら	に係る雑所得の」 2	収入金額が1,000万円超えていますか?		
はい	いいえ			

譲渡()

手 順 4

せ

☞♪ 複数の収入にまたがる必要経費がある場合、いずれか1か所の収入に係る必要経費にまとめて入力していただ いて差し支えありません。

- (設例)講演料の支払者が3か所で、必要経費の合計額が150,000円の場合
  - ·支払者A:収入金額120,000円
  - ·支払者B:収入金額100,000円
  - ·支払者C:収入金額 80,000円

支払者Aの入力画面で必要経費150,000円を入力することで、支払者B及び支払者Cの入力画面では必 要経費の入力は不要です。

#### 総合課税の譲渡所得

#### 総合課税の譲渡所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得 譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短期保有期間が5年以内の資産の譲渡

長期保有期間が5年を超える資産の譲渡

※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生ずる所得は申告分離課税となります。

「UD弁昭・	『璿海祇倶の中生の」わた』
	「歳岐川寺の中古のしかに』
i i	
i i	休丸寺の譲渡所侍寺の中古のしかに』



購入 年月日 支払 年月日

マ年「マ月」

		総合課税の譲渡所得(譲渡到					
	譲渡(売却)するが 譲渡費用がない場合	このに支払った費用(例:仲介手数料や契約書の印紙代など) らなは場落費用の入力が終わりましたら「入力終了(次へ)>	がある場合は入力してください。 」ボタンをクリックしてください。				
	義用の種類 (金角10字以内)	上段:支払先の住所(所在地)(金角28年以内) 下段:支払先の氏名(名称)(金角28年以内)	支払年月日				
購入 価額 支払 価額			⋰⋰⋕⋰⋰⋼				
			┙┙┙╡				
r		승래					

~

▼ 年 ▼ 月 ▼ E

~

▼ 月

▼月 ▼ 年

▼ 年 ▼ 月

合は入力不要です

▼ 年 ▼ 月

~

~

~

支払金額

譲渡資産の売却時に支払った仲介手数料や名義 書換料などは、譲渡費用として入力します。

総合課税の譲渡所得(譲渡資産の内訳)

譲渡資産の購入時に支払った仲介手数料や名義 書換料などは、取得費として入力します。

所有期間の区分の選択 👔

費用の種類 (全角10字以内)

違渡資産の 購入代金

違渡資産に係る価却費相当 创却我相当额 🔐

短期:所有期間が5年以内の資産の緯度 長期:所有期間が5年を超える資産の譲渡

2 譲渡資産の購入代金など購入に要した費用(例:仲介手数料や名儀書換料など) 国際爆費を壊涙倒読の5%に相当する顔で計算する。 22 上段:瞳入先·支払先

下段:購入先・支払先の氏名

### -時所得

#### 一時所得の概要

- 臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得
- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

			一時所得の入力			
	→入力例はこちら	ž				
種目 報酬などの支払者の 所得の生する場所又	5氏名・名称 【は法人番号	(全角 5文字以内) (全角28文字以内) (全角28文字以内)	(ビル名等省略可)	収入金額	必要経費	内、未納付の 源泉徴収税額 源泉徴収税額
種目 :				н	<del>ا</del>	E E
名称 : 場所又は法人番号 :						E E

●一時所得の対象となる収入金額や必要経費を1件別に入力します。

●源泉徴収されている場合には、源泉徴収税額も入力します。

#### 所得金額の合計

各所得の画面で入力された内容に基づき、所得金額の合計が自動計算されます。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、 その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを**損益通算**といいます。なお、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、 原則として、損益通算ができません。

	収入金額・所得金額の入力				
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ❷をクリックすると、項目についての説明が表示されます。					
所得	の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (2)から表示金額の説明を確認できます。	)
事業所得(営業・	農業) 👔	訂正・内容確認	٢	5,367,200	2
不動產所得 😭		訂正・内容確認	◙	1,279,200	2
利子所得 😰		入力する			2
配当所得 🛜		訂正・内容確認	0	80,000	2
給与所得?		訂正・内容確認	0	1,264,000	2
	公的年金等	入力する			
雑所得 ?	業務	訂正,由交疏詞		130,000	2
	その他	a1 T 17 T HE SO			
総合譲渡所得 📔		入力する		50.000	2
一時所得 😰		訂正·内容確認	⊘	50,000	2
合計 2 ※ 「本年分で想 繰越損失控除後	合計 22 ※ 「本年分で差し引く線越損失額」を入力した場合は、 8,170,400 32 線越損失控除後の金額が表示されています。				

#### ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力 手順3

所得から差し引かれる金額(所得控除)を入力します。

雑損控除 医療費控除 セルフメディケーシ 社会保険料控除 小規模企業共済等掛	→ ヨン税制 → → 金控除 →	15 16 18 19	ページ 生命保険料控除 →2 ページ 地震保険料控除 →2 ページ 寄附金控除 →2 ページ 寡婦・ひとり親控除→2 ページ 勤労学生控除 →2	0ペー 1ペー 2ペー 4ペー 4ペー	-ジ 障害者控除 ⇒24ページ -ジ 配偶者(特別)控除 ⇒25ページ -ジ 扶養控除 ⇒26ページ -ジ 基礎控除 ⇒27ページ -ジ
<ul> <li>所得から差し引かれる金額</li> <li>ふるさと納税ワンストップ報の入力画面で入力してください。</li> <li>配偶者や扶養親族の障害者招</li> </ul>	<b>ア</b> (所得控除) に関する 時例の適用に関する申 <sup>、。</sup> 空除の入力は、「配偶	「得控 」項目の 目請書を 影者控除	<b>除の入力</b> 入力を行います。 提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控 」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。 (単位	除」 注:円)	■をクリックすると、各項目の説明 が表示されます。
所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら) 雑損控解? 医療費控除?	<ul> <li>入力・訂正 うる確認</li> <li>入力する</li> <li>入力する</li> </ul>	大刀 有無	入力内容から計算した控除類 (2)をクリックすると表示金額の解説を確認できます	· ) ②	
社会保険料控除 ? 小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する			2) 2)	入力する所得控除の種類の「入力する」ボタンをクリックします。
生命保険料控除 ?? 地震保険料控除 ??	入力する 入力する	-		2) 2)	
寄附金控除 2 寡婦・ひとり親控除 2	入力する 入力する			3) 3)	
勤労学生控除 <b>?</b> 障害者控除 <b>?</b>	入力する	╞		2) 2)	
配偶者控除 2 配偶者特別控除 2	入力する			<b>3</b>	
扶養控除	入力する	J		2	
基礎控除 <mark>?</mark> 			480,000 480,000		

※ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合は、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を「寄附金控除」の入力画面で入力する必要があります。
 ※ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行います。

収入金額等

所得金額等

所得控除

作成を始める前に

手 順 1

手順2

手順3

手順4

#### 雑損控除

#### 雑損控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- ●あなたや、総所得金額等(→46ページ)が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(→46ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産 (書画、骨とう、貴金属、別荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、令和4年 分や令和5年分の総合課税の譲渡所得(➡12ページ)から差し引くことができます。

所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→32ページ)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には3年以内)に支出したものが対象となります。

※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。

※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

雑損	控除、災害減免額0	ወ入力			●損害の原因を選択し、金額等を入力し
+8 · <b>F</b>		-			ます。
損吉	に用する争項の人)				●損害の原因が災害の場合には、その災
損害の	O原因を選択してください				害が東日本大震災であるかを選択しま
0 193	<b>H</b>				
	離				
○ 横	βĒ				はた、災害)(建文山)のる場合にはその余額を入力します。
損害の	D生じた年月日 <ul> <li>         ・ 年     </li> </ul>	▼ 月 <b>▼</b> 日			<ul> <li>●入力内容に応じて、控除額が自動計</li> <li>算されます</li> </ul>
損害を	E受けた資産の種類など	(全角30文字)			$\frac{1}{4}$
					ポイント
日間	2額(A) 害金額 <u>(A)については</u>	258 ] M			災害減免額の適用がある場合には、所得 税等の額が小さくなるほうを自動判定し 適用します。
保険金	となどで補填される金額	(в)			
		) m			
り災	証明書等の内容入力	Ċ			
り災証	王明書や被害届受理証明書	<b>1</b> 等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してくださ	:い。(最大30件)		
入力内	内容の一覧				
	証明年月日	証明書の名称		操作	
		証明者の名称(発行機関名等)			
		入力する			

#### 医療費控除

医療費控除又はセルフメディケーション税制のうち、適用するものを選択します。 両方の控除を重複して適用することはできません。



#### 医療費控除の概要

あなたや生計を一にする(→46ページ)配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除 HP参照 [医療費控除を受けられる方へ]

▲ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力してください。 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を入力します。後 日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。



#### ▶医療費通知(「医療費のお知らせ」など)や領収書から入力して、明細書を作成する

医療費益除の入力	利用する医療搬送和について
透用控除退积 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認	いた。 などには、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して
入力方法の選択(医療費控除)	○ 医療費通知データを読み込んで入力する
	● 書面の医療費通知を利用して入力する
医療費者知(「医療費のお知らせ」など)をご利用の万へ     医変異素知(「医療費のお知らせ」など)を利用する場合は、入力方法の進択で     「「医療費のお知らせ」など)」、「保収書」、「医療費集汁フォーム」から入力する」     を選択してください。     ※ 一分せて保収書の入力や医療費集計フォームの読込がある場合は、次の面面以降で行います。	※ 「医療資源加テーク」と「資助の医療資源知」を向方利用される場合は、『医療資源和テータを読み込んで入力する」を選択してくたさい。
入力方法の選択	医療費控除の入力
□ 入力方法の連択や変要素運動についてわからない方はごちら > ■ ■ □ 四次の希望3 カー(3) 「カンドキュークトの参加」「アドキノンキント	週用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認
・ 日 「日本市場の人が低い間をつけない」→デンの時間には、ほくにもいい ◆ 「医療費素剤(「医療費のお知らせ」など)」、「協な意」、「医療費素料フォーム」から入力する。 ○ 網収額から入力する	医療費通知に記載された医療費の入力
○ 医療費集計フォームを扱み込む ※ 医療費集計フォームを扱み込む する」を選択して(医療用の知知られなど)と併用して利用される用台は、「(医療費集社)(医療費会お知らせ)など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力 する」を選択したださい。 ○ 医療費用の合計額のみ入力する(別油作成した時時間を提出してください) ■ 医費用加加の時期間とは	医療費通知に記載された医療費の入力 医療費通知が確繁物ある場合は、全ての通知の合計額を入力してください。 スカ方法が分からない方はごちら
やがH9 9 GREMERAUL JVVC * 医療費通知データを読み込んで入力する 2 審査の医療費者知らータッと (審範の医療資産) を向か用たれる場合は、「医療費通知データを読み込んで入力する」を選択してください。	A 通知に記載された医療費の合計額 円
	B Aのうち令和4年中に実際に支払った医療費の合計額 医療費遇知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、値収書をご確認の上入力してください。           円
医疫岿挂除の入力	
透明控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認	C B00つら生の環境や红云環境などで補てんされる金額の入力について
医療費通知データ読込	А
健康保険組合等から受領した[医療費通知データ]を読み込みます。 読み込むことができるファイルは、旅船子が[20m]となっているものに限ります。 最大30ファイルまで読み込むことができます。	
ファイルを選択	●医療費通知データをお持ちの場合は、ファイルを読み込む ことで医療費の額が <mark>自動入力</mark> されます。
	●医療保険者(健康保険組合等)が発行する「医療費通知」をお
	持ちの場合には、医療費通知に記載された金額等を入力す
前に戻る 選択したファイルを読み込む	ることができます。

手

順

手順5

用語の解説

・お知らせ

# ▶ 領収書から入力する =

医療費控除の入力	医療費の入力
透用控修進択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果推移 入力方法の選択 (医病药物)	「医療を受けた方の氏名」・「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて入力できます。
▲ 医療養活用(「医療費のお知らせ」など)をご利用の方へ 医療費送用(「医療費のお知らせ」など)を利用する場合は、入力方法の選択で 「医療費送用(「医療費のお知らせ」など)」、「個の書」、「医療費集計フォーム」から入力する」 を選択してください。 ※ 併せて傾取得の入力や医療費集計フォームの読込がある場合は、次の画面以降で行います。	医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内) (例) 回転 太郎 病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内) (例) ○○(例院 医療費の区分 (複数選択可)
<ul> <li>入力方法の通貨や素素資産物についてからない方はごちら</li> <li>※ 用一内容の差接入力 (特に目輸入力されたデータとの差面) にご注意ください。</li> <li>(医溶資産地)(「医溶資のお知らせ」など)」、「検収書」、「医溶資集計フォーム」から入力する</li> <li>(感収書から入力する)</li> <li>(医溶資産地)(「医溶資産のためらせ」など)」、「検収書」、「医溶資集計フォーム」から入力する</li> <li>(感収書から入力する)</li> <li>(医溶資産地)(「医溶資産地)(「医溶資産地)(「医溶資産地)(「医溶資本地)」など)」、「体収書」、「医溶資産計フォーム」から入力 する)を開発してたさい。</li> <li>(医溶資産の活動のみ入力する(別途作成した明細書を提出してください)</li> </ul>	<ul> <li>●診療・治療</li> <li>□ 医薬品購入</li> <li>□ 介護保険サービス</li> <li>□ その他の医療費(通院費など)</li> <li>A 支払った医療費の額</li> <li>円</li> <li>B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額</li> <li>□ 生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について</li> <li>□ 円</li> </ul>
	キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

# ▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合=

医療費控除の入力						● <b>マ</b> -	イナポー	タルを紹	を 重して 重	取得した	医療費通知
道用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認						情報	服の内容	か画面に	表示され	1ます。	
適用する医療費控除の選択									ᆖᆂᅎᇤ		
マイナポータルから取得した情報					●実際の雪	<sup>祭に</sup> 文払 金額を表	った医療 示してし	賽賀の額に Nます。	よ、医療資	<b></b>	
マイナポータルから取得した情報は以下のとま	sりです。					実際	際に支払	った金額	頭が異なる	る場合や、	保険金な
E療費通知情報について						بح (	の補てん	される金	額がある	る場合は、	「入力」を
マイナポータルから取得した情報の一覧						ク	ノックし	て金額を	入力しま	ます。	
マイナポータルから取得した情報	ł		通知に記	載された							
	e)		医療費の	)額	150.000	●マ-	イナポー	タルから	5取得した	こ情報又(	は読み込ん
	:)				130,000	だ	医療費通	知データ	7以外に	自加で入っ	カする場合
適用する控除の選択						は、	「上記」	小の医	療費の追	加入力力	いら該当す
「医療費控除」又は「セルフメディケーション	/税制」のいずれかを選択	Rしてください。				る=	ものを選	。) / / 択してく	ださい。		
両方の控除を重複して適用することはできませ	<i>t</i> ん。					Ĵ					
						●読	み込んだ	データを	F基に 控降	余額が白	動計算され
✓ こちらの控	除が選択されています	t.					<i>,, ਹ</i> , ਹ, ਟ ਰ .	/ / (			
医纲	療費控除を	セルフン	くディケーシ	ション			90				
30	箇用する	税制	を適用する	3							
						_					
医療費控除の入力						医療費控	除の入力				
適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力	> 計算結果確認					適用控除選	択 > 入力方法選択 > 🕽	カ > 計算結果確認			
医療費通知データ読込結果						医療費	通知データの内	沢 (実際に支払)	った医療費の入力	ታ)	
						読み込んだ	医療費通知データに対応する	5 [実際に支払った医療費の	D樹]と[補てんされる金融	1]を入力してください。	
読込結果の確認						てください	払うだ困難買の額」につい。 。	.は、西原買週利に記載され	いこ医療買り額と興味る場合	かめりますのと、領収書をご	確認の工物発に応じて補正し
マイナボータルから取得した情報、又は医療費	遺通知データの読込結果は	は以下のとおりです。				五九例:	<u>1256</u>				
それぞれの医療費通知データについて[実際に	[支払った医療費の額]と	~[補てんされる金額]を	入力してください	U).		読み込んだ	医療費通知データ 5件	会社,茶日12万夕谷	A 運動に回動された	P 4 03 5 A和4年中に	
読み込んだ医療費通知データ						×30.479	医療を受けた方の氏名	Mant • Menara Corport	医療費の語	実際に支払った医療費の	会保険などで補てんされ る金額 Q
読み込んだファイル	通知に記載された 医溶費の額	実際に支払った 医療費の額	補てんされる 余額		操作	2022年	保険診療審査支払機関	国税総合病院	10,000円	10,000 円	- H
<ol> <li>1 令和4年分 医療費通知(お知らせ)</li> </ol>	150.000円	150.000円	30.04	未入力	入力」調除	08月	国税 太郎				
					703	2022年 09月	保険診療審査支払機関	国税総合病院	40,000円	40,000 円	m H
上記以外の医療費の <b>追加入力</b>							国税太郎				
医療質通知テーダ以外に、追加する書面の医器 ※ 医療費通知データと重複入力しないよう、	調査通知かありますか? ご注意ください。										
(はい いいえ											
医病療毎年 フォーム おねつい コオオシン											
<ul> <li>医療費通知データと重複入力しないよう、</li> </ul>	ご注意ください。										
はいいえ											
医病毒通知に記載されていたい医病毒がかにす	5りますか 2										
10.14夏週へいしたまころしているい」と涙見か他にの	1 1 1 1 1 1 1 1 1										
例 ドラッグストアでの医薬品の購入費、通院費											

#### セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

#### セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする (→46ページ) 配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が 12,000円を超える場合の控除

▲ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用(人間ドックの受診費用など)は、控除の対象になりません。

▲ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力し てください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合には、その保険金など の見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してくだ さい。

#### ▶取組内容の入力と入力方法の選択・

医療費控除の入力	●セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、
通用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認	健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う必要があ
 取組内容の確認(セルフメディケーション税制)	ります。
取組內容の確認 1887	●取組内容を選択し、証明書発行者を入力します。
ー セルフメディケーション税制の週用を受けるためには、会 <u>知4年中に健康の保持管理及び挑戦の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする</u> 書類 が必要です。 申告する方がその年中に行った知道内容として、原当するものを選択してください。	
○ 健康診査 例 保険者が実施する絶理診査(人間ドック、各種撮影)、市町村が健康増進専業として行う確実診査	
○ 予防接種 例 定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種	
○ 定期健康診断 例 勤務元で実施する定期健康診断	
○ 特定健康診査・特定保健指導 例 いわゆるメタボ検診	医療費益降の入力
○ がん検診 例 市町村が建築増進事業として実施するがん検診	適用結除違訳 → 入力方法選択 → 入力 → 計算結果確認
○ その他 (全角6文字以内)	入力方法の選択(セルフメディケーション税制)
証明書発行者の入力	入力方法の選択
上記の取組を行ったことを証明する書類の発行者の名称(事業を行った保険者、市区町村、医療機関等)を入力してください。	
	ごの入力法は単形するなかがらない力はこちら  ① 医薬品の相応費からっカリノブ・脱線家を作成する。               ① 医薬品の相応費からっカリノブ・脱線家を作成する。               ① (1)                     ① (1)
証明書第617百 (王用30X子以03)	○ 正元のの原には、5000 000000000000000000000000000000000

#### ▶ 医薬品の領収書から入力して、明細書を作成する

- ●領収書を参考に入力します。
- ●「購入した医薬品」1件ごとではなく、「薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。
- ●医薬品の名称を入力すると、対象となる医薬品名の候補が表示されます。

#### 医薬品の購入金額の合計額のみ入力する。

- ●医薬品の購入額を集計済みの場合には、合計額を入力することができます。
- ●別途作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する必要があります。

せ

# 社会保険料控除

#### 社会保険料控除の概要

あなたや生計を一にする (→46ページ) 配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

▲ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。 なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

社会保険料控除の入力				
証明書等の入力				
社会保険料の支払先から交付	すされた証明書等の入力			
遼泉微収票に記載のあるものについて	は、給与所得又は公约年金等の雑所得の画面から入力し	ってください。		
給与所得の源泉徴収票に記載されている金額	1,073,196円			社会保険料控除の入力
公时年金等の源泉微収集に記載されている金額	BR : —			社会保険料の理想ごとに1件ずつ入力してください。
書面で交付された証明書等の入力				社会保険料の種類
遼泉撤収票に記載のない社会保険料について、 ※同一内容の重視入力(特に目動入力されたデータとの)	「入力する」ボタンをクリックして入力してください。 重視)にご注意ください。	(最大4件)		選択してください
入力内容の一覧				支払保険料
社会保険料の種類	支払保険料	操作		m
	入力する			キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認
データで交付された証明書等の入力				
社会保険料の支払先から交付された「xmlデータ はい いいえ	7] (拡張子が[.xmi]のもの)を取り込んで自動計算し:	ますか?		・社会保険料の種類をプルダウンから選択します。 該当する種目がない場合には「その他」を選択し
			_	社会保険料の種類を入力します。

●給与所得や公的年金等の源泉徴収票の入力画面で入力した社会保険料は、自動反映されますので、源泉徴収票に記載のない社会保険料を入力します。

#### 小規模企業共済等掛金控除

#### 小規模企業共済等掛金控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

小規模企業共済等掛金控除の入力
渡泉徴収票に記載のあるものについては、絵与所得の画面から入力してください。
給与所得の源泉徴収票に記載されている金額:
源泉徴収票に記載されていない小規模企業等掛金の入力
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
確定拠出年金法の企業型年金・個人型年金加入者得金(iDeCo(イデコ))
円
心身障害者扶養共済制度に関する掛金

- ●給与所得の入力画面で入力した企業型の確定拠出年金やiDeCoなどの小規模 企業共済等掛金は、自動反映されますので、源泉徴収票に記載のない小規模 企業共済等掛金を入力します。
- ●掛金の種類ごとに区分し、掛金の合計 額を入力します。

# 所得控除

### 生命保険料控除

#### 生命保険料控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)が ある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。



#### ▶ 保険会社等から取得した控除証明書データを使用する場合

データで交付された証明書等の入力							
保険会社等から交付された「xmlデータ」(拡張子が[.xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか?							
はいいい	いえ						
生命保険料控除の入力							
証明書等の入力 > データ読	102 > データ読込結果	ł					
保険会社等から交付	付されたデータ	7読込					
保険会社等から交付されたデータ 読み込むことができるファイルに 最大50ファイルまで読み込むこ	夕を読み込みます。 は、拡張子が[.xml]と とができます。	なっているものに限り	つます。				
		ファイル	しを選択				
			前に	戻る 選択した	たファイルを読み込む		
			前に	展る 選択した	たファイルを読み込む		
生命保険料控除の入力			前に	原る 選択し	たファイルを読み込む		
生命保険料控節の入力 証明書等の入力 > データ読込	→ データ読込結果	R	前に	夏る 道沢した	たファイルを読み込む		
生命保険料控除の入力 証明書等の入力 > データ読込 保険会社等から交付	<ul> <li>データ読込結果</li> <li>す</li> <li>す</li> <li>す</li> <li>ホーテータ</li> </ul>	R R R R S 込結果	前に	夏る 選択し	たファイルを読み込む		
生命保険相接除の入力	›データ読込結果 ・ オントーク けされたデータ	₽ 読込結果	मित	戻る 選択し	たファイルを読み込む		
生命保険相接除の入力 臣明書等の入力 > データ戦込 保険会社等から交付     読込結果の確認	› データ眼込結果 すされたデータ	<sup>및</sup> 7読込結果	前 (	夏る 選択し	たファイルを読み込む		
生命保険利益除の入力 証明書等の入力 > データ読込 保険会社等から交付 読込結果の確認 保険会社物から交付されたデータ (証明書に記載された保険和の語	<ul> <li>&gt; データ読込結果</li> <li>すされたデータ</li> <li>読込結果は以下のとおり</li> <li>記 と (実際に支払った(</li> </ul>	R で た ひ た な よ に 来 の で す 。 に 、 お 来 の つ で す 。 の に う 、 に う 、 、 お に 来 の つ 、 で あ し 、 お 思 の つ て う 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	前に	戻る 道沢した ボタンをクリックして訂正	たファイルを読み込む		
生命保険料控款の入力 証明書等の入力 > データ読込 保険会社等から交付 読込結果の確認 保険会社物から又付されたデータ (証明書に記載された保険料の額 読み込んだファイル ()	<ul> <li>&gt; データ読込結算</li> <li>すされたデータ</li> <li>読込結果は以下のとおり</li> <li>1) と (実際に支払ったけ</li> <li>(保険の増現 正 9</li> </ul>	R <b>7読込結果</b> りです。 保険料の顔」が異なる 即時に記載された 磁路の顔	前 に	戻る 道沢した 道沢した (県族会社等の名称)	たファイルを読み込む こ Eしてください。 操作		

- ●保険会社等の顧客専用ページなどで取得した控除証明書データがある場合には、データで交付された証明書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。
- ●実際に支払った保険料の額は、控除証明書の証明額を表示しています。 年の途中で解約した場合など、実際に支払った保険料の額が表示されている金額と異なる場合には、「訂正」をクリックして金額を訂正します。
- ●読み込んだデータを基に控除額が自動計算され ます。

せ

# ▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合



计算結果確認(生	命保障	<b>读料控除)</b>			×
<ul> <li>読み込んだXMLデー 控除額内訳:</li> <li>一般生命保険分 介護医療保険分 個人年金保険分 (TA-M759b001)</li> </ul>	タ(マイナ 40,000 40,000 - 円	ボータルから取得した情報 円 円	₩を含む)を基に計算(	した控除額は【 80,000 】 円7	<u>े</u> र .
					ОК

# 地震保険料控除

#### 地震保険料控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の 控除

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、 かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど)について、あなたが支払った保険料(旧長期損害保険料)がある場合を含み ます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

地震保険料控除の入力								
証明書等の入力								
保険会社等から交付る	された証明書等の	入力						
年末調整済みの源泉徴収募 また、年末調整時に使用し	県に記載されている地震保険料 ,た証明書等のXMLデータは、	は、給与所得の 反映させないで	入力画面から入力 ください。	してください。				
書面で交付された証明書等の	ወኢታ							
書面で交付された証明書等について ※同一内容の重視入力(特に自動入力され	、「入力する」ボタンをクリ・ いたデータとの重復)にご注意くだ	ックして入力し <sup>-</sup> さい。	てください。(最	大10件)				
入力内容の一覧								
保険の種類	支払った保険料の額	保険会社等	の名称		操作			
保険会社等から支付された「Xmlデ はい いいえ はい いいえ 地震保険料控除の 保険料の証明書等を1件ずつ入								
①保険の種類		ſ	見本					
保険の種類を選択してくださ	L) •		令和	1 年分 地震保険料控	除証明書			
②証明書等に記載されている内	容を基に入力してください		保険契約者	国税 太	:#6			
実際に支払った地震保険科の額			証券番号	× × × × 3	** 1			
E	保険の運賃         地関保険           円         保険のご知弊         28%6							
			保険期間	令和 年 月 日から	年間 (地震保険)			
実際に支払った旧長期損害保険	料の額		控除对象保険料		Ħ			
E	I		その他	上記保険料は、所得税法第七十 地震保険料に該当するものです	- 七条第一項に規定する 。			
*****************			控除対象とな	る保険料は上記のとおりであるこ	とを証明いたします。			
②1768支社等の合称(主用28)	LT-MAY S/		火災保険株式	3	令和 年 月 日			
			※ 控除証明書の様式	には保険会社によって異なります。				

- ●保険の種類別に区分して1件別に入力します。
- ●選択した保険の種類に応じて、入力欄が表示され ます。

●マイナポータルを経由して取得

●実際に支払った保険料の額は、

表示されます。

います。

した控除証明書の内容が画面に

控除証明書の証明額を表示して

年の途中で解約した場合など、

実際に支払った保険料の額が表

示されている金額と異なる場合

には、「訂正」をクリックして

●読み込んだデータを基に控除額

金額を訂正します。

が自動計算されます。

- ●地震保険料の額を入力すると、控除額が自動計算 されます。
- ●地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある保険料の控除証明書の場合は、「地震保険料及び旧長期損害保険料」を選択します。
- ●控除証明書データやマイナポータル連携を利用する場合は生命保険料控除と同様です。20ページから21ページを参照してください。
- #2> 年末調整済みの給与所得の源泉徴収票に記載 されている地震保険料は、給与所得の入力画 面から入力又は訂正します。

#### 寄附金控除

#### 寄附金控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- ●都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等) ●国に対する寄附金
- 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金 ●日本赤十字社に対する寄附金
  - ●公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- ●一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ●特定の政治献金

- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっ ても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

- ※認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をいいます。 認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(https://www.npo-homepage.go.jp)をご覧ください。
- ※特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、 それぞれ政党等寄附金特別控除(→31ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(→31ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(→31ペー ジ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

Reverse	寄附金控隊、政党等寄附金等特別控隊の入力	寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力
SHARAD-POSHLAILEUNING. SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SHARAD-SHARAD-CARLENDERS SHARAD-SHARAD-SH	証明書等の入力	客財金の証明書を1件ずつ入力してください。
<ul> <li>where the interview of the inte</li></ul>	寄附先等から交付された証明書等の入力	
Interster in the interview in the interview is interview in the interview is interview in the interview is interview is interview in the interview is intervie	書面で交付された証明書等の入力	寄附年月日     令和 ▼ 4 ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日
Builden under		高州金の種類
Andrew With an andrew with andrew with an andrew with an andrew with an andrew	審査(文化されば証明審号について、「人力する」ボダンをグリジクして入力してください。 (職大150件) ※同一内容の重要入力(特に目換入力されたデータとの重要)にご注意ください。	<ul> <li> <u> </u></li></ul>
With manual part of the state of t	入力内容の一覧	
C-Orderation United States (Section States St	る州中月日  る州法の種類  又出したる州法の首類  る州先の州荘地  操作 る州法の種類  (詳細) る州先の名称	
P-vzdvitutzigmenu/z Restaurce de la	ك. كەنچە	寄附先の所在地(金角28文字以内)
<form></form>	データで交付された証明書等の入力	
	寄附佐等から交付された「xmlデータ」(並張子が「xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか?	
<section-header><ul> <li>⑦ 含粉合の種類を選択した場合の入力画面</li> <li>○ 点の個類の意識となどを参考に1 件別に入力し します。</li> <li>○ 品類の大力に構成の入力に構成の大力にないた。</li> <li>○ 品類の大力でも物は、(かるとふ物などの)、ないたか、</li> <li>○ 品類的ための汚費を選択すると、選択した内容に応じ した力力項目が表示されます。</li> <li>○ 品類的ためで見ないたいであい。</li> <li>○ ふるさと納税を入力する場合、都道府県、市区町 から渡れすることで、 寄附先の所在地及び名称 か自動的に表示されます。</li> <li>○ 小され類は思いていたいた。</li> <li>○ 小され類はないではない。</li> <li>○ 小されてがた。</li> <li>○ 小されていたい。</li> <li>○ 小されていたい。</li> <li>○ 小されていたい。</li> <li>○ 小されていたい。</li> <li>○ 小されていたい。</li> <li>○ 小されていたいたい。</li> <li>○ 小されていたいたい。</li> <li>○ 小されていたいたい。</li> <li>○ 小されていたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた</li></ul></section-header>	(はい) いいえ	
<form><ul> <li></li></ul></form>		
<ul> <li>■ 素粉金の愛嬌服明豊の入力物、種類の選択についてはておう</li> <li>              金柑加商人又は公益報知商人専に対する素粉金</li></ul>	アリリエンジャーズス としまり、(ジーとつか)(リンジンジービー田)     Shydoの理解     Shydoの理解     Shydoの理解     Shydoの理解     Maining又は市区町村のどちらに対する寄始か道沢してください。     の 都道府県に対する寄始 ○ 市区町村に対する寄始     リストポックスから都道府県名又は市区町村名を道沢すると、寄始先の所在地及び名称が目齢的に表示されます。     * 前区町村を建沢・マ     ・ 都道府県を選沢・マ     ・ 新加速の用を選択・マ     寄附会の理解	<ul> <li>●寄附金の種類を選択すると、選択した内容に応じて入力項目が表示されます。</li> <li>●ふるさと納税を入力する場合、都道府県、市区町村を選択することで、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。</li> <li>▲「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は「上記以外の寄附金に該当する寄附金」を選択してください。</li> </ul>
該当するものを選択してください。	■ 素財金の受償証明書の入力剤、種類の進択についてはごちら 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄始金 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄始金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。 お持ちてない方は、「上記以外の客粉金性除に誤当する客物金」を選択してください。	★★★★ 政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、 所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し適用 します。
<ul> <li>         ・ 在所地の都道府県及び中区町村の両方が余例により指定した寄附会         ・          ・</li></ul>	該当するものを選択してください。	
<ul> <li>○ 住内地の参加市県のヘカア条例により指定した者的会</li> <li>○ 住方地の市区町村のみが条例により指定されていない寄射会、又は不明な場合</li> <li>○ 住方地の参加市県のび市区町村の両方で条例により指定されていない寄射会、又は不明な場合</li> <li>※ 条例で塩左されているかからない場合は、お往まいの参加市県・市区町村のホームページでご確認ください、ホームページで確認しても分からない場合は、各都通用県・市区町村にお熱い合わせください、</li> <li>(参考)</li> <li>□ ホームページの検索側にたち合</li> </ul>	○ 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	
<ul> <li>○ 住が違い加らキャングタン 不可によう 知道といく取ります</li> <li>○ 住が違いが加られているか からない場合は、させまいの都道府県、市区町村のホームページでご確認ください。 ホームレイージで確認しても分からない場合は、各都道府県、市区町村にお熱い合わせください。</li> <li>(参考)</li> <li>○ ホームバージの使素的はこちら</li> </ul>	○ 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金 ○ たが地の主座町はの刊が年月に、トレビオ」 セデジタ	
<ul> <li>○ ビルマーンマンターのアンカレイ いたし、アンタレイン こたのにしゃ ンタロバニキ、シンタイ マクタ 中国ロ ※ 会野で指定しても分からない場合は、お田園内目・市区町村にお助い合わせください。 ホームノー・ラマ確認しても分からない場合は、名都園内目・市区町村にお助い合わせください。 【参考】</li> <li>○ ホームパー・320株式の加えておら</li> </ul>	○ 注かはのの心可利のかが完別により増圧した素好玉 ○ 注が他の影響が見ていたステム別に上り地をきわていたい、実体や、マロエスのための。	
	○ ビバマシアを通知意味のいたビリアンの取り、こ本のになってお知られてはいいないで利益、人はやかやく考古 ※ 最初で指定されているかかからない場合は、お社まいの新語明県・市区町村のホームページでご確認ください。 ホームページで確認しても分からない場合は、各部語明県・市区町村にお同い信むせください。 [参考] - ホームページの建築際27方ろ	
	□ ホームページの映気例はこちら	

手 順

¦HP参照:『寄附金控除

(ふるさと納税など)を 受けられる方へ』

手

用

#### ▶ 寄附先から交付された寄附金受領証明書データを使用する場合 -



●寄附先からデータで交付された寄附金受領証明書 データがある場合には、データで交付された証明 書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、フ ァイルを読み込みます。



# ▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合■

<b>奇附金控除、</b> 政务	3等寄附金等特別控除0	ОЛЛ				
証明書等の入力 > 🗦	データ読込 > データ読込	込結果				
寄附先等から	。 交付されたデー・	夕読込結	果			
売込結果の確認						
マイナポータルから取 「確認」ボタンが表示	得した情報、又は寄附先等が されている項目については、	から交付された 必要に応じて	データの読込結果は以下のとおりです。 詳細を確認してください。			
読み込んだフ	ァイル		支出した寄附金の合計額	扬	制作	
1 令和4年分	寄附金控除に関する証明書		50	,000円	確認 削除	
寄附金控除、政策	党等寄附金等特別控除(	の入力				
証明書等の入力 >	データ読入 > データ読入	結果 > デー	夕の内訳			
大田七谷もの	こうかん うちちょう					
首附元寺から		タの内部				
寄付者・証明書発行者	首の情報					
寄附者氏名		国税太郎				
年間寄附額		50,000 円				
証明書発行者名		0000				
以下の寄附金の内容を	P確認してください。					
読み込んだ寄附先等な	いら交付されたデータ 2件					
寄附年月日	寄附先の法人番号 寄附先の名称				支出した寄附金の金額	
高附金の種類						
	密附金の種類(詳細)					
令机4年10月1日	1日 00000000000000000 20,000円 OO県OO市					
	都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)					
	トジの茶料金がスススと読印の対象でけない場合					
	上記の寄附金がふるさと網	納税の対象では	LECUIの明面かいるさと納税の対象にはない場合 ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は住民税の特例の対象にはなりませ			
	上記の寄附金がふるさと網 ふるさと納税に係る総務プ	納税の対象では 大臣の指定がな	い地方公共団体への寄附は住民税の特例の対象	象にはなりま	t	
	上記の寄附金がふるさと網 ふるさと納税に係る総務プ ん。 入力した寄附金がふろさえ	納税の対象では 大臣の指定がな と納税の <b>対急</b> 7	い地方公共団体への寄附は住民税の特例の対象	象にはなりま さい。	t	
	上記の寄附金がふるさと約 ふるさと納税に係る総務力 ん。 入力した寄附金がふるさと	納税の対象では 大臣の指定がな と納税の <mark>対象で</mark> と納税の <mark>対象で</mark>	い地方公共団体への寄附は住民税の特例の対 はない場合は、以下にチェックを付けてくださ にない場合は、の下にチェックを付けてくださ	象にはなりま さい。	ŧ	

- ●マイナポータル連携により取得した証 明書の内容が画面に表示されます。
- ●読み込んだデータを基に控除額が自動 計算されます。

寡婦、ひとり親控除の入力

#### 寡婦・ひとり親控除の概要

あなたが寡婦又はひとり親(➡46ページ)である場合の控除

#### 設例

合計所得金額が500万円以下である未婚の方(事実上、婚姻関係に当たる方がいない。)で、総所得金額等が48 万円以下の生計を一にする子がいる場合

◆「未婚」を選択し、表示された質問について、下の画面のとおり順番に回答します。

●「寡婦・ひとり親となった理由」を選択します。

●選択した内容に応じ、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。

寡婦・ひとり親となった理由を選択してください。
● 未婚
○ 死別
○ 離婚
○ 生死不明
○ 未帰還
事実上、婚姻関係に当たる方がいますか?
🗖 事実上、婚姻関係に当たる方とは
はい いいえ
生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子がいますか?
□ 総所得金額等とは

いいえ

#### 勤労学生控除

#### 

#### 障害者控除

はい

障害者技隊の入力	<b>障害者控除の概要</b> あなたや同一生計配偶者(→46ページ)、扶養親族(→46ページ)が、障害者(→46ページ)や特別障害者(→46ページ)であ る場合の控除
<ul> <li>申告者未人の障害者の区分を選択してください。</li> <li>■ 職害者の区分がわからない方はこちら</li> <li>○ 特別障害者</li> <li>○ 特別障害者</li> </ul>	▲ 障害者控除は、配偶者控除(→25ページ)の適用がない同 一生計配偶者や、扶養控除(→26ページ)の適用がない16 歳未満の扶養親族についても適用されます。
前に戻る 次へ進む	<ul> <li>●申告される方が障害者である場合、障害者の区分を選択します。</li> </ul>
▲ 配偶者や扶養親族について障害者控除の適用を受ける場合は、以下の 画面で入力します。 配偶者の方が障害者の場合:配偶者(特別)控除の入力画面 扶養親族の方が障害者の場合:扶養控除の入力画面	

# 手順3

手順5

せ

作成を始める前に

手順

手順2

# 配偶者(特別)控除

#### (配偶者(特別)控除の概要)

あなたに生計を一にする(→46ページ)配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額(→46ページ)に応じて受けられる控除

偶者(特別)控除の入力	
青色申告者の事業専従者として給与の支払を受 い	ナている方及び白色申告者の事業専従者は、配偶者(特別)控除の対象になりません。
夫婦の間で互いに配偶者特別控除の適用を受ける	ることはできません。
	J
偶者の氏名(全角10文字以内)	
## + +	
偶者の障害者の該当	
障害者の該当についてはこちら	
障害者の場合は選択してください。 🖌	
国外居住親族 🕑	
〕配偶者の方が非居住者である。	
」必要書類のご案内	
別居の該当	
〕配偶者の方と別居している。	
1偶者の所得金額等 1 1 カ方はけったに	
1両1日の和一子の <b>1入八</b> 玉領 355所得の源泉徴収票の支払金額の合計を入力してください。	
n	
2個者の公的年金等の雑所得の <b>収入</b> 金額	
的年金寺の源泉街収票の支払金額の合計を入力してくたさい。	
円	
偶者の上記以外の 所得 金額	
入金額から必要経費等を差し引いた後の金額を入力してください	\ <sub>e</sub>

- ●配偶者の方に収入がある場合には、その金額を入力します。
- ●収入が給与や公的年金等の場合は、源泉徴収票の**支払金額**欄に記載された金額を入力します。
- ●収入が給与や公的年金等以外の場合には、収入金額から必要経費等を差し引いた後の**所得金額**を入力します。

北小 申告する方と配偶者の方の所得金額に基づき、控除額が自動計算されます。

# 所得控除

作成を始める前に

手順1

#### 扶養控除の概要

あなたに控除対象扶養親族(→46ページ)がいる場合の控除

							扶養控除の入力
							<ul> <li>         接機媒の情報を入力してください。         ※ 消止感状素の分類視知の方をこの薬剤に入力すると、「住民税等」の入力薬剤に引き継がれます。         </li> </ul>
■ 略構造の方は「配構造(特別)理解の入力」画面から入力してくたさい。 本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。 青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象になりません。							扶養親族の氏名(全角10文字以内) [
他の納税者の同一生	計配偶者又は扶養親	族とされている方は、扶	養控除の対象にた	いません。			統柄
観族について、「入力する	5」ボタンをクリッ?	クして入力してください。	,(最大16歳未沛	16人・16歳以上6人)			
満16歳未満の扶養親族の方をこ	この画面に入力すると、	「住民税等」の入力画面に引	き継がれます。				±∓月日 ▼ ▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日
」内容の一覧							障害者の該当
」内容の一覧 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額	操作		障害者の該当 □ <u>障害者の該当についてはごちら</u> 障害者の提合は選択してください。 ▼
内容の一覧 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額 障害者控除額	操作		障害者の想当 □ 標業者の場合は選択してください。 ▼
内容の一覧 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢 )する	扶養控除額 障害者控除額	操作		<ul> <li>問題書の35当</li> <li>問題書の353日(こついてはごちら)</li> <li>「理書書の354日(こついてはごちら)</li> <li>「理書書の354日(こついてはごちら)</li> <li>「理書書の354日(こついてはごちら)</li> <li>「書の354日(こついてはごちら)</li> <li>「日本書書にたちが空母に書である。</li> </ul>

- ●扶養親族の方の氏名や生年月日等を入力すると、控除額が自動計算されます。
- ●配偶者の方は**配偶者(特別)控除の入力画面**で入力します。
- ●16歳未満の扶養親族の方は扶養控除の対象となりませんが、入力した情報は、住民税等の入力画面に引き継がれます。

例 23歳未満の扶養親族の入力画面

適用要件の確認 (所得金額調整控除)											
一定の要件を満たず扶養親族がいる場合、 <u>所得金額調整控除</u> を適用することができます。											
申告される方以外の控除対象となっている扶養親族がいますか?											
はいいえ											
上記扶養親族は、特別障害者に該当しますか?											
はい											
上記扶養親族は、23歳未満ですか?											
ほい いいえ											
複数該当する場合は、どなたか1名について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。											
入力内容の一覧											
扶養親族の氏名 続柄 生年月日 年齢 操作											
入力する											

申告される方の給与収入が850万円を 超えていて、他の入力内容から所得金 額調整控除の適用可否の判断ができな い場合には、申告される方以外の控除 対象となっている扶養親族の有無など の質問が表示されます。 回答の結果、要件を満たす場合は所得 金額調整控除が適用されます。

例 16歳未満の扶養親族を入力した場合の住民税等に関する事項の入力画面

扶養	扶養控除の入力											
配偶者の方は「配偶者(特別) 控除の入力」 画面から入力してください。 本年少の合計所得金額が40万円を超える方は、扶養妊娠の対象になりません。 青色申告者の事業希望者としての絵与の支払を受けている方及び白色申告者の事業得認者は、扶養控除の対象になりません。 他の納税者の用一生計配偶者又は扶養相処とされている方は、扶養担保の対象になりません。												
扶養機族について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大16歳未満6人・16歳以上6人) ※ 消16歳未為の扶機税約の方をこの運動に入力すると、「住民税等」の入力運動に引き能がれます。												
	扶養親族の氏名	統柄	生年月日	年齡	扶養控除額		操作					
					障害者控除額							
1	国税一郎	子	平成20年5月5日	14歲		0円	訂正 削除					
	別の状質観旋を入力する											

16歳未満の扶養親族を入力すると、扶養控除の対象 とはなりませんが、「住民税・事業税に関する事項の 入力」画面に<mark>自動反映</mark>されます。

・ 新与、 2019年重寺以外の内特に体金住民間の構成の3次の選択										
○ 特別做収										
	H/J C#115									
2 16歳ま逆のは義朝成がいる方	の1 力通日 🛛									
			-	-						
(全角10文字以内)	統朝 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当					
国税一郎	<u>₹</u>	平成 🗙 20 🗙 年 5 🗙 月 5 🗙 月	•	•	•					
	· ·	<b>、 、</b> 年 <b>、</b> 月 <b>、</b> 日	a 🛛		0					
		<b>v v</b> 年 <b>v</b> 月 <b>v</b> 日	a 🛛	0	0					
		<b>v v</b> 年 <b>v</b> 月 <b>v</b> 日		0	0					
		<b>v v f v f</b>	a 🛛	•						

### 基礎控除

合計所得金額に応じて、控除額が自動計算されます。

#### 基礎控除の概要

あなたの合計所得金額(→46ページ)が2,500万円以下の場合に適用される控除

	所得控除の入力											
所得から差し引かれる金額(	(所得控除)に関す	る項目の	入力を行います。									
<ul> <li>ふるさと納税ワンストップ特の入力画面で入力してください</li> <li>配偶者や扶養親族の障害者招</li> </ul>	<ul> <li>ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。</li> <li>配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。</li> </ul>											
所得控除	所得控除(単位:円)											
<b>所得控除の種類</b> ( <u>各所得控除の概要はこちら</u> )	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 ( 2)をクリックすると表示金額の解説を確認できます	。)								
雜損控除 <mark>?</mark>	入力する			2								
医療費控除 🛜	入力する			2								
社会保険料控除	入力する			2								
障害者控除	入力する	$\frown$		2								
配偶者控除 2 配偶者特別控除 2	入力する			2								
扶養控除 2	入力する			3								
基礎控除 🙎			480,000									
合計			480,000									

# 所得控除額の合計

各所得控除の画面で入力された内容に基づき、所得から差し引かれる金額の合計が自動計算されます。

所得控除の入力									
所得から差し引かれる金額(	(所得控除)に関する	る項目の	入力を行います。						
<ul> <li>ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。</li> <li>配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。</li> </ul>									
所得控除 (単位:円									
<b>所得控除の種類</b> ( <u>各所得控除の概要はこちら</u> )	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (3)をクリックすると表示金額の解説を確認できます	。)					
雜損控除 📔	訂正・内容確認	٥	230,000	2					
医療費控除 🔐	訂正·内容確認	٥	111,400	?					
社会保険料控除 📔	訂正・内容確認	٥	1,380,912	?					
小規模企業共済等掛金控除 🛿	訂正・内容確認	٥	180,000	?					
生命保険料控除 📔	訂正・内容確認	٥	40,000	?					
地震保険料控除 📔	訂正・内容確認	٥	25,000	2					
寄附金控除 🛜	訂正·内容確認	٥	263,000 税額控除の適用有	2					
寡婦・ひとり親控除 🙎	入力する			2					
勤労学生控除 ?	入力する			?					
障害者控除 📔	訂正·内容確認	٥	750,000	?					
配偶者控除 🛜	訂正, 内突破韧		380,000	2					
配偶者特別控除 👔	11 T. 14 45 20	•	0	<u></u>					
扶養控除 👔	訂正・内容確認	◙	1,210,000	2					
基礎控除 🔐			480,000						
合計			5,050,312						

# 税額控除・その他の項目の入力

税額控除やその他の項目を入力します。

	税額控除					
<ul> <li>予定納税の入力は「予定納税額</li> </ul>	回 の入力画面から	行って	くだ	さい。入力漏れにご注意ください。		
税額控除		配をクリックすると、各項目 の説明が表示されます。				
税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	Л	力 ~~	へ刀内容から計算した控除額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)		
配当控1 ?		•		٩	>	
投資税額等控除 📔	入力する			٧		
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 <mark>?</mark>	入力する			2		入力する税額控除の種類やそ
政党等寄附金等特別控除 💡	入力する			2	>	の他の項目の「入力する」ボタンをクリックします。
住宅耐震改修特別控除 🔒				2	>	
住宅特定改修特別税額控除 🖌	入力する			٧	>	
認定住宅等 新築等特別税額控除 <mark>?</mark>				Q	>	
災害减免額 😢	入力する			٧	>	
外国税額控除等 <sub>2</sub>	入力する			3		
その他の項目				(単位:円)		
項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	Γ	入力内容等		
予定納税額 <table-cell></table-cell>	入力する			前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予 定納税の通知書が送付された方は、入力漏れにご注意く ださい。 ※ 源泉徴収税額ではありません。		
専従者給与額の合計額 🔒	入力する					
青色申告特別控除額 🞴	入力する					
平均課税対象金額 <table-cell></table-cell>	入力する					
変動・臨時所得金額 <mark>?</mark>	~~~~					
本年分で差し引く繰越損失額 <table-cell></table-cell>	入力する			前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」又は 「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得 金額の入力」画面の「株式等の譲渡所得等」又は「先物 取引に係る雑所得等」の入力画面から入力してくださ い。		

所得控除

税額控除等

作成を始める前に

手 順 1

手順2

手 順 3

手順 4

手順5

#### 配当控除

総合課税の配当所得の画面で入力された内容に基づき、配当控除額が自動計算されます。

#### 配当控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 内国法人から支払を受ける配当
- 特定株式投資信託(外国株価指数に投資を行うものを除く。)及び特定証券投資信託の収益の分配

※ 外国法人から支払を受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等については配当控 除の適用はありません。

◆ 特定株式投資信託

特定株式投資信託とは、信託財産が株式のみの証券投資信託のうち、株価指数連動型などの一定の上場投資信託(ETF)などの上場しているもの をいいます。

◆ 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のもの をいいます。

HP参照:『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』

#### 投資税額等控除

適用を受ける税額控除を選択し、適用を受ける控除の計算に関する明細書により算出した控除額の合計 額を入力します。

#### (特定增改築等)住宅借入金等特別控除

#### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成20年1月1日以後に居住の用に供した場合で、 一定の要件を満たすときの控除

HP参照 『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)』

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(住宅の増改築用)』

『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除 等を受けられる方へ』

#### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、以下 の順に入力します。画面の案内に沿って、質問へ の回答や金額等の入力を行います。



▲ 以下の画面は例であり、実際の画面で表示される項目は、入力内 容により異なります。

#### ▶ 住宅や土地についての質問

(特	定増改築等)住宅借入金等特別控除の入力											
基本情報入力 > 車前準備確認 > 必要申项入力 > 計解結果確認												
住日	住宅や土地についての質問											
あなた	が取得した住宅等に開する無朝にお茶えください。											
	2018	回答										
1	住宅はマンションなどの区分所有連動ですか?	はい	いいえ									
2	住宅に事業用等で使用している部分がありますか? 住宅を全て限住用として使用している場合は「いいえ」を選択してください。	(まい)	いいえ									
3	住宅は共有名義ですか? 空記事項証明書に共時時が形記載されている場合は「はい」を選択してください。 ◆ 空記事項証明書の見力はごちら	はい	いいえ									
4	住宅や土地の取得に関し補助金等の交付を受けていますか? 補助金等には、すまい給付金や地方公相関体などから交付されるものが該当します。 ■ ままい給付金の詳細はこちら	はい	いいえ									
5	住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けていますか? 「住宅取得等資金の贈与取の用筆紙」又は「住宅取得等資金の親与を受けた場合の相談時間運搬選択の計例」の適 用がある場合は「はい」を選択してください、	はい	いいえ									
6	この控除の適用を受けるのは、今年で2回目以降ですか?	(まい)	いいえ									

#### ▶取得形態等の入力-

(特定増改築等)住宅借入金等特別控隊の入力
基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認
取得形態等の入力
データで交付された住宅借入金等特別控除証明書の入力
税務書から交付された年末課題のための(特定増防導導)住宅借入金等特別信仰証明書(xmiデータ」(加強子が(xmi)のもの)を取り込んで目動計算 しますか、 はい いいえ
住宅の取得形態等の選択
ご目身に当てはまるものを選択してください。
○ 住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した
○ 住宅の敷地となる土地を個入金等により購入した後で住宅を新築した
○ 贾敗再版住宅を購入した
災害を受けた方へ
以下のいずれかに該当する方は、上記の選択は不要です。
○ 居住の用に供していた住宅が平成28年1月1日以後に災害により、居住の用に供することができなくなった
○ 東日本大震災により居住の用に供していた住宅に被害を受けた

●住宅の取得形態等の選択内容に応じ、居住を始め た年月日等の入力欄が表示されます。

#### ▶必要書類と適用要件の確認■

- ●入力に必要な書類が画面に表示されますので確認し、準備します。
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書・住宅の登記事項証明書など
  - ・仕七の豆記事頃証明書など
  - ・住宅の売買契約書や工事請負契約書など
- ●「適用要件の確認」に表示されている要件の全て に該当しているかを確認します。

丰 順 5



控除の種類	住宅借入金等特别控除	認定長期優良住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等 特別控除の特例	認定低炭素住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等 特別控除の特例
控除期間	13年間	13年間	13年間
本年分の控除額	210,000円	350,000円	350,000円
適用を受けるための 条件		この特徴を適用するためには、以下の着 類が必要です。 お持ちてない場合は、「住宅借入金等特 別記録」が適用されます。 - 基礎感覺化学達家發計画の認定通知度 の写し - 住宅用原度証明書 (写し可)又は 認 定規感愛良化で達家証明書	この特例を適用するためには、以下の豊 類が必要です。 お待ちてない場合は、「住宅借入金等待 別注約」が適用されます。 低加速量を始新感知:面加定違知費 の写し ・住売消源量証明書(写し引)又は 認 工会加速任宅運転証明費 ・ 低双環道発行にみなれる特定課題 物の場合。上記に代えて「特定課題 和の生宅用家屋証明費」が必要です。
控除の種類	<b>ZEH水準省エネ住宅</b> の場合 認定住宅等の新策等に係る住宅借入金等 特別技験の特例	省工ネ基準適合住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等 特別技隊の特例	
控除期間	13年間	13年間	
本年分の控除額	315,000円	280,000円	
適用を受けるための 条件	この特例を通用するためには、以下の増 類が必要です。 お持ちてない場合は、「住宅田入会等特 別控約」が通用されます。 ■ 建築士谷の住宅店はネルビー性構証例 置 又は 参数住宅作舗評価無価の建設 住宅市舗評価値 の写し (新熱等性紙 等級 S以上及びエネルギー消費量等級 6 以上)	この特例を通用するためには、以下の増 類が必要です。 お持ちてはい場合は、「住宅借入金等特 別登録」が通用されます。 ■ 建築主体の住宅省エネルギー情報提明 置 又は 登録住宅作道評価無機の建設 住宅電路評価機 の写し (新熱等性紙 等級 4以上) 4 以上)	
意用を受ける控除	の選択		
○ 住宅借入金等特別招	8余		

● 金融機関の顧客専用ページなどで取得し 高等証明書データがある場合には、デー	書
	た <sup>1</sup> タ
された証明書の入力に関する質問で「は 択し、ファイルを読み込みます。 ●繰上返済などで実際の在ま建高と異なる	い <sub>.</sub> 提
●除工返済などで美味の中不浅間と異なる「訂正」をクリックして金額を訂正しまで	

データで交付された年末残高等証明書の入力	
敵機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」(拡張子が[.xml]のもの)を取り込んで自動計算しますか。	L
はい  のいえ  金融機関等から交付された年末残高等証明書データ読込	
金数価級等から元がされた住宅取得機会に係る使えた例で構成であった。 線列込むことができるファイバルは、転場子が「Jumi」となっているものに届ります。 線ア100ファイルまで協力込むことができます。	
ファイルを測定	

	マイナポータル連携により年末残高等証明書―― データを取得した場合
•	マイナポータルを経由して取得した年末残高等 証明書の内容が画面に表示されます。

マイナ	ポーら	フレレから取得した情報	
以下の   マイナオ マイナオ	E明書等の ペータルが ペータルが	カデータを使用して申告書等の作成を開始します。 から取得した[注明書等のデータの確認や制度をする方は、「証明書等の詳細を確認すす から取得した情報以外に別途入力する場合は、後ほど表示される各談当項目から入力(	5」ボタンをクリックしてください。 ってください。
項番	区分	証明書等の種類	備考
1	本人	令和○年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 国役 太郎 住宅金融支援機構	<ul> <li>・ 当初金額 30,000,000円</li> <li>・ 年末残高 25,000,000円</li> </ul>
2	本人	令和〇年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除延明書 国税 太郎	<ul> <li>・ 住宅等の取得対価の額 20,000,000円</li> <li>・ 土地等の取得対価の額 10,000,000円</li> </ul>

●適用可能な控除の種類や条件を確認し、適用を受 ける控除を選択します。

○ (認定長期優良住宅に該当)認定住宅論の新築論に係る住宅借入金舗特別特除の特例 (認定低炭素住宅に該当)認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例 ○ (ZEH水準省工不住宅に該当)認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例 (省エネ基準適合住宅に該当)認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

せ

#### 政党等寄附金等特別控除

寄附金控除で入力した寄附金等のうち、政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が 小さくなるほうを自動判定し、適用します。

#### 政党等寄附金等特別控除の概要

#### 政党等寄附金特別控除

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除 HP参照: [政党等寄附金特別控除を受けられる方へ]

#### ●認定NPO法人等寄附金特別控除

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除 HP参照:『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

#### 公益社団法人等寄附金特別控除

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国 立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合の控除 HP参照:『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

#### 住宅耐震改修特別控除·住宅特定改修特別税額控除·認定住宅等新築等特別税額控除

#### 住宅耐震改修特別控除等の概要

#### ● 住宅耐震改修特別控除

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

|HP参照:『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」|

#### ● 住宅特定改修特別税額控除

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』」

#### ● 認定住宅等新築等特別税額控除

認定住宅等の新築や新築の認定住宅等の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ」」

住字耐雷改修特別物詮・住字特定改修特別税額物詮の入力
2 は前になっていたが、こというとなっていたのである。 耐震改修工事、高齢者等を在改修工事等()(リアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等(同居改修工 事)、耐久性向上改修工事等のいずれかをした方が該当します。
<ul> <li>金融機関等からの借入金等がある方へ 借入金等を利用して増沈媒等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。 住宅制金改修特別控除又は住宅特定改修特別院舗控除を適用して確定申告書を提出した場合には、住宅借入金等特別控除との選択替えはで きませんのでご注意ください。</li> <li>住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。</li> <li>制度の違いはこちら</li> </ul>
スカ 認定住宅等新築等特別税額控除の入力
認定長期便良住宅、認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築又は購入をした方が該当します。 また、前年から繰り越された控除未済税関控除額がある方もごちらから入力してください。
<ul> <li>金融機関等からの借入金等がある方へ</li> <li>個入金等を利用して認定住宅等の新築等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。</li> <li>認定住宅等新築等特別規模控象を適用して確定申告書を提出した場合には、翌年分以降もこの控除を適用することになり、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。</li> <li>住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。</li> <li>創度の違いはごちら</li> </ul>
入力

- ●適用を受ける控除について、「入 カ」をクリックし、表示された入 カ画面で金額等を入力します。
- ●住宅耐震改修特別控除、住宅特定 改修特別税額控除の入力には、住
   宅耐震改修証明書又は増改築等工
   事証明書が必要です。
- ●認定住宅等新築等特別税額控除の 入力には、住宅の登記事項証明書 など、住宅の売買契約書や工事請 負契約書などが必要です。

#### 災害減免額

雑損控除で入力した損害の原因が災害で、所得金額などが要件に該当する場合には、所得税等の額が小さ くなるほうを自動判定し、適用します。

#### 災害減免の概要

所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

- ※総所得金額等(→46ページ)から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。
- 損害について雑損控除(⇒15ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
   なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

#### 外国税額控除等

#### 外国税額控除等の概要

#### ●外国税額控除

令和4年中に納付した外国所得税がある場合などの控除 HP参照: 「**外国税額控除を受けられる方へ**」」

#### ●分配時調整外国税相当額控除

集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合の控除

外国税額控除の入力
○ 外国税額控除額の計算がお済みでない方
○ 外国税額控除額の計算がお済みの方 (外国税額控除の明細書を別途作成される方)

#### 例 外国税額控除額の計算がお済みでない方の入力画面

	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日
源泉・申告 (賦課)の区分	所得の計算期間		相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
B国	利子	源泉所得税	令和 ¥ 4 ¥ · 7 ¥ · 15 ¥	令和 🗸 🖌 · 7 🖌 · 15 🗸
源泉 🗸	令和 ▼ 4 ▼ · 1 ▼ · 1 ▼ 令和 ▼ 4 ▼ · 12 ▼ · 31 ▼	(外編 2,	通照 (全角カナナ) ユーロ 280,000 円	(外)) (外)) (今)カナ) (今)カナ) ( 28,000) F
$\sim$				
<ol> <li>調整国外所得の計算</li> </ol>				
調整国外所得金額を入 →調整国外所得金額と	力してください。 #			
	280,000 円			
3 外国所得税額の繰越控除余額	A額又は繰越控除限度額の計算			
令和5年1月1日時点の	主所は <u>政令指定都市</u> に該当しますか?			
○ はい				
● いいえ				
	裕額の計算			
○ 前3年以内の控除3				

外国税額控除の対象となる外国所 得税に関する内容を入力します。 また、「金融・証券税制」画面で 分配時調整外国税相当額控除の 対象となる配当等の入力をして いる場合には、分配時調整外国 税相当額控除の額が表示されま す。

- ●個別に入力すると、外国税額控 除の明細書が作成されます。
- ●外国税額控除の明細書を作成 済の場合は、明細書を基に外 国税額控除の額などを入力し ます。

手順

1

丰

せ

# 予定納税額(第1期分·第2期分)

※「申告内容に関する質問」(⇒6ページ)で「税務署から予定納税額の通知を受けていますか?」の質問に「はい」を選択した場合のみ表示されます。

予定納税額の通知書などを参考に、予定納税額の

第1期分と第2期分の合計額を入力します。



#### 例 登録情報の確認画面

#### 住所等の情報の確認・訂正



予定納税額の	入力漏れ	にで	ご注	È卮	意くだ	さい!!	
<予定納税通知書の表示例>	第1期分と第2 を入力します。 ×「予定納税基 ありませんので	期分( 準額」 、ご	の合計 (表元 主意く	·額( 示例( ださ	表示例の <sup>は</sup> の場合は <sup></sup> い。	湯合は 101,200円) I <b>51,800円)では</b>	
令和4年分 所得税及	び復興特別所得税	えの子	定納	税額	の通知書	(一般用)	
●予定納税について ためたの会知 4 広八の ス 宮知的 其準	海口バマウ小田海	予定	第	1	期 分	50,600	P
のなたの室和4年分の予定納税基準 (第1期分・第2期分)を右のとおり道	額及いアル納税額 通知します。	納   税   額	第	2	期 分	50,600	
予定納税とは、前年分の確定申告書 納税額(又は下の⑰の金額)が15万	に記載された申告 円以上であった方	確定申告	申告の 書の「	際に、 予定編	、第1期分 納税額」欄	と第2期分の合計額を確 に記載します。	宦
が、伝っの規定工、っ和4年万の税額 め納付しなければならないという制度 は、来年の確定申告の際に計算した税	です。予定納税額 額から差し引くこ	振替納利金融機	说利用				
とにより精算します。		予定約	內税基準	額		151,800	<del>ار</del>
		$\subseteq$					
※ 予定納税の減額承認申請をし、税税 を受け取った方は、減額承認後の予	務署から「令和4年分 予定納税額を入力して	·所得和 てくだ	党及び行 さい。	复興牧	寺別所得税	の減額承認の承認通知調	書』

作成を始める前に

手順1

手順2

# 専従者給与(控除)額の合計額

# 青色事業専従者又は事業専従者がいる場合のみ入力します。

#### 青色事業専従者給与額の入力画面

	青色事業専従者給与額の合計額の入え	5		
入力行が不足する場合は、一番 か」のように入力してください。 事業専従者が3人以上いる場合の	下の欄に入力しきれなかった専従書給与額を合計し <sup>、</sup> <u>の入力例</u>	て入力し、専従者	の氏名は	: 10013
・配偶者控除や扶養控除の適用	を受けている人は、ここでいう専従者には該当しま	せん。		
氏名 (全角12文字以内)	生年月日	続柄 (全角5文字以 内)	従事 月数	專従者給与額
	▼ 年 ▼ 月 ▼ 日	~	月	<b>H</b>
	▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日	~	月 ▼	(電卓を表示)円

#### 事業専従者控除額の入力画面



申告の種類(青色・白色)に応じて画面が表示されます。青色申告決算書や収支内訳書を基に入力します。

確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成し、その情報を所得税の申告書に引き継い だ場合には、専従者給与(控除)額の内容が自動反映されます。

例 青色申告決算書での専従者給与の入力画面

所得税の申告書での専従者給与の入力画面

専従者給与の入力								<b>F</b> .8	4400	続柄	従事	Tantas For
				_				(全角12文字以内)	生年月日	(全角5文字以 内)	月数	專従者給与額
•	告準備 > 😢 決算	[書等の作成 > 3] 住所等入力 >	④印刷 > (	5 データ保存等							月	円
								国税 花子	昭和57年7月7日	妻 ~	12	960,000
「所 なお、	専税及び復興特別所得 年の中途で退職した。	脱の源泉徴収税額」には年末調整後の金額 方などで年末調整が行われない方についう	顎を入力してくた ては、本年中に後	ごさい。 他収した道泉徴収税額をフ	いカしてください。		· ·					Ħ
										~	73	
		続柄	従事月数	給料		所编447575		(注) 「決算書・収支内訳書作成コー:	▶ ナー」で入力していない事業専従	皆がいる場合は、	「決算書・収	支内訳書作成コ
	氏名 ※今角12立本以内	※主用5义予以内			支給額 (給料 + 留与)	復興特別所得税の		ーナー」で全ての事業専従者を入;	力する必要があります。このコー:	ナーで入力するこ	ことはできませ	·ho
		生年月日		賞与	(1941) 1 94 97	源泉徵収税額						
1	mes #7		12 Y B	960.000 円	960.000円	0.8						
	山祝 化士		12 . 7	300,000	500,00013							
		昭和 ¥ 57 ¥ 7 ¥ 7	~	0 円								
	1	1					1					

# 青色申告特別控除額

青色申告特別控除額の入力	青色申告の方は、青色申告特別控除額を入力
青色申告特別控除類   不動産所得と事業所得がある方は、各所得に係る青色申告特別控除額の合計額を入力してください。 10万円を超える特別控除の運用を受ける方は、正規の簿記の原則に従い取引を帳簿書類に記録し、その帳簿書類に記   うき作成した賃借対照表等を確定申告書に添付し、法定申告期限内に提出する必要があります。 また、55万円を超える青色申告特別控除の運用を受ける方は、その運用要件(※) に該当するか、「確定申告書、損益計算書及び賃借対照表を法定申告期限までにe-Taxにより提出する」必要があります。 ※ 青色申告特別控除の運用要件等については、ごちらをご確認ください。 <b>電子帳簿保存に係る届出書の提出</b> ■   ■ <b>電子帳簿保存に係る届出書の提出</b> ■    ■   第二に係る仕IK幅の次総動定元幅について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による償付け及び保存を行い、   この項項を記載した届出書を提出していますか。   ※ 既に電子帳簿保存の要件を満たして55万円を超える青色申告特別控除の運用を受けていた方が、本年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出していない場合でも「はい」を選択してくたさい。   ■    ■   -    -   -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -   -    -   -   -    -    -   -    -   -    -   -    -   -   -   -    -   -    -   -   -    -   -    -   -   -    -   -    -   -    -   -   -    -   -   -    -   -   -    -   -   -   -   -    -    -   -   -   -   -    -   -    -   -   -    -   -    -   -   -   -    -   -    -   -    -   -    -   -    -    -    -    -    -    -    -    -    -    -     -     -    -	します。 ▲ 65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件である(1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)、(2)貸借対照表と損益計算書を添付、(3)期限内申告に加え、e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出するか、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要です。
○はい ○いいえ (注) 青色申告特別控除の特定の適用要件(※)に該当しない場合で、55万円を超える青色申告特別控除の適用を受 けるときは、青色申告決算書を確定申告書と併せてe-Taxで送信することが必須となります。 ※ 青色申告特別控除の適用要件等については、ごちらをご確認ください。 ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書を作成し、そ	の情報を所得税の申告書に引き継いだ場合には、青色

用語の解説・お知らせ

手順5

# 平均課税对象金額/変動·臨時所得金額

変動所得や臨時所得がある方で平均課税を選択する場合のみ入力します。

	平地	自課税対象金額、發	変動・臨時所得の含	金額の入力
各表の の欄は	)入力欄が不足する場合 「〇〇ほか」のように入	は、それぞれの表の一番 カしてください。	下の欄に入力しきれなか	った収入金額等を合計して入力し、種目
1 変重	加病得・臨時所得の金額	I		
(1) 変	動所得の金額			
⇒ (	<u>具体的な人力方法はご</u> 注) 本年分の変動所得	ちら の金額が前々年分及び前	年分の変動所得の金額の	合計額の50%以下の場合、「(1) 変動
	所得の金額」の入	力は不要です。	V.7767#	
	種目(※1) (全角5文字以内)	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得金額(※2) (a)-(b)-青色申告特別控除
		E	E E	H H
		電卓を表示	電卓を表示	<b>電卓を表示</b>
	変動所得の合計額			
	変動所得の合計額の	うち、雑所得に係る金額		
	※1 種目には、	漁獲、のり、はまち、ま	だい、ひらめ、かき、う	なぎ、ほたて貝、真
	·标、具标良、 ※ 2 青色申告報	ロルベ、原稿44、TF曲44/a 別控除後の金額を入力し	、ここ入力します。 ,てください。	
2) 臨時	寺所得の金額			
	<b>種目(※1)</b> (全角5文字以内)	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得金額(※ 2) (a)-(b)-青色申告特別控除
		Ħ	H	<u> </u>
		@45.8-2		@44.8-2
		絶単を表示	肥早を衣木	尾単を衣示
	臨時所得の合計額		I	
	陶晴所得の全計館の名	ち、雄新得に低不全類		
	※1 種目には、	権利金、補償金、契約会	全などと入力します。	
	※ 2 青色申告特	寺別控除後の金額を入力し	してください。	
		- 4 44		
前々	キメは前年の変動所得	の金額		
<u>→詳</u> (>±	<u>しくはこちら</u> ) この棚に臨時所得す	全額は入力しません		
(注	) 本年分の変動所得の は不要です。	金額が前々年分及び前年	分の変動所得の金額の含	計額の50%以下の場合、この欄の入力
	前々年分の変動所得の	金額		円
	前年分の変動所得の金	ŝĄ		

本年分で差し引く繰越損失額

#### 本年分で差し引く繰越損失額の入力

前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力してください。
 ※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

#### 提出(送信)した申告書等様式の選択

前年分に提出(送信)した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。

- ◉ 申告書 (損失申告用) 第四表
- 申告書(損失申告用)第四表及び第四表付表

※ 令和3年分に生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失のみを本年分に繰り越す申告をされる方は、 「申告書(損失申告用)第四表」を選択してください。

#### 前年分から繰り越された損失額

前年の申告書(損失申告用)第四表を基に入力してください。 →入力例はごちら



- ●変動所得や臨時所得に該当する収入等を入力し、 平均課税の適用判定を行います。
- ●前々年又は前年に変動所得がある場合には、各年の変動所得の金額を入力します。なお、本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、前々年又は前年の変動所得の入力は不要です。

- ●前年分までの所得から差し引くことの できなかった損失、居住用財産に係る 通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入 力します。
- ●前年分までの申告書等を基に入力しま す。
- ●前年分までの繰越損失額について、本 年分で差し引いてもなお翌年分以降に 繰り越す損失額がある場合には、申告 書(損失申告用)第四表が作成されま す。
- ▲ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失について は、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画 面から入力を行ってください。

# 計算結果確認

収入金額等、所得金額等、所得から差し引かれる金額(所得控除)、税額控除等の入力した内容に基づき、第3期分の税額が自動計算されます。

					計算編	吉果確認					
_											<u> </u>
			1	納付する金額は、		27,700 円	です。	/			
		※ 庭*	、住民税に	ここれる方は「塩約歯」 こつきましては、確定!	エ頭」 個の「 申告等に基づき	市区町村で別途計算	されます。	19 ( (	10000		
		・これ ・退職	までに入) 所得のあ	力された内容から申告 る方は、既に源泉徴収	書様式で計算 されている場	結果を表示していま 合であっても入力す	す。ご確認く る必要があり	ださい。 ます。:	未入力の	場合	
		は、 ・次に	進むには、	調・所得宝額を19正9 、画面下の「 <u>次へ&gt;</u> 」	る」 ホッンを ボタンをクリ	ックしてください。 	( 280%</th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>				
収入金額	锊					税金の計算(	税額控除	等)			
	営業等	区分	(7)	4	0 572 600	課税される所得 ((12)-(29))又	金額 は第三表		(30)		3,120,000
事業		2			.0,572,000	上の(30)に対す	る税額		(31)		214 500
	農業		(1)			又は第三教(91) 配当控除	)		(32)		8 000
不動産	E5	<del>分1</del> 区分2 2	(ウ)		1,920,500	投資税額等控除		区分	(33)		0,000
利子			(I)			(特定增改築等) 住宅借入金等	区分1	区分2	(34)		
AS III		RA	(オ)		80,000	特別控除			(35)~		
給与			(カ)		1,920,500	<b>政党等</b> 寄附金等	特別控除	区分	(37)		14,000
	公的年金	等区分	(+)			住宅耐震改修特》	列控除等		(40)		
98	業務		(ク)		150,000	초引所得税類 ((31)-(32)-(3 -(36)-(37)-(3	i3)-(34)-(3 8)-(39)-(4	(5) 0))	(41)		192,500
	その他	区分	(ケ)			災害減免額			(42)		0
绘会障害	短期		(⊐)			再差引所得税額 (基準所得税額) ((41)=(42))			(43)		192,500
できば構成	長期		(ታ)			復興特別所得税	a.		(44)		4 042
一時			(シ)		100,000	((43)×2.1%) 所得税及び復興	特別所得税の	額	(45)		100 5 10
所得金額	( <del>)</del>		(4)	1		((43)+(44))		区分	(+5)		196,542
事業	宮葉等		(1)		5,367,200	外国税額控除等			(46)~ (47)		
不動産	100 FK		(2)		1.279.200	源泉徵収税額			(48)		67,567
利子			(4)			申告納税額 ((45)-(46)-(4	7)-(48))		(49)		128,900
	利子					予定納税額 (第1期分・第2期分)					
配当			(5)		80,000	予定納税額 (第1期分・第2)	明分)		(50)		101,200
配当 給与		区分	(5)		80,000 1,264,000	予定納税額 (第1期分・第2) 第3期分の税額 ((49)-(50))	明分) 納める税金	È	(50) (51)		101,200 27,700
船与	公的年金	区分	(5) (6) (7)		80,000 1,264,000	予定納税額 (第1期分・第2) 第3期分の税額 ((49)-(50))	明分) 納める税金 運付される	è 5税金	(50) (51) (52)		101,200 27,700
船与	公的年金 業務	8	(5) (6) (7) (8)		80,000 1,264,000 130,000	予定納税額 (第1期分・第2) 第3期分の税額 ((49)-(50)) その他 公約年金等以外4	<ul> <li>朝分)</li> <li>納める税金</li> <li>選付される</li> <li>の合計所得金</li> </ul>	è 5枳金	(50) (51) (52) (53)		101,200 27,700 8.170,400
配当 給与 避	公的年金 業務 その他	<u>区分</u> 等	(5) (6) (7) (8) (9)		80,000 1,264,000 130,000	予定納税額 (第1期分・第2) 第3期分の税額 ((49)-(50)) その他 公約年金等以外の 配偶者の合計所	<ul> <li>納める税金</li> <li>連付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>毒金額</li> </ul>	è 5税金 額	(50) (51) (52) (53) (53)		101,200 27,700 8,170,400
記当 始与 班	公的年金 業務 その他 (7)から(	区分 等 (9)までのI	(5) (6) (7) (8) (9) t (10)		80,000 1,264,000 130,000 130,000	予定納税額 (第1局分・第21)           第3局分の税額 ((49)-(50))           その他           公約年金等以外4           配偶者の合計所 專従者控除額の	<ul> <li>納める税益</li> <li>連付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>零金額</li> <li>合計額</li> </ul>	a 5积金 額	(50) (51) (52) (53) (53) (54)		101,200 27,700 8,170,400 500,000
配当 始与 雅 <sup>終合譲渡・</sup> (コ)+ {(((	公的年金 栗務 その他 (7)から( 時 サ)+(シ))×1	区分 等 (9)までのI 1/2}	(5) (6) (7) (8) (9) t (10) (11)		80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000	予定時税額 (第1周分・第2)           第3期分の税額 ((49)-(50))           その他           公約年金等以外、           配偶者の合計所に           専従者控除額の           青色串島特別控	<ul> <li>納める税益</li> <li>通付される</li> <li>辺合計所得金</li> <li>専会額</li> <li>合計額</li> <li>除額</li> </ul>	è 5积金 額	(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56)		101,200 27,700 8,170,400 500,000
配当 除与 雑 総合譲渡: (コ)+ {((() 合計	公的年金 単務 その他 (7)から( 時 サ)+(シ))×1	区分 等 (9)までのI 1/2}	(5) (6) (7) (8) (9) t (10) (11) (12)		80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000 8,170,400	*学生的知識 (第1周分・第21) 第3期分の助題 ((49)-(50)) その他 公約年金等以外4 記機者の合計所 専従者互除額の 青色中島特別控 関所属・一時所 調果服の問題の	<ul> <li>県分)</li> <li>納める税益</li> <li>通付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>豊金額</li> <li>合計額</li> <li>除額</li> <li>音等の</li> <li>合計額</li> </ul>	a 5积金 額	(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
配当 総与 解 総合確選: (그)+ (((1) 合計	公的年金 栗務 その他 (7)から( - 一時 サ)+(シ))×1	区分 等 (9)までの1 1/2}	<ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(10)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> <li>(双入金装</li> </ul>	鎮·所得金額を	80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000 8,170,400 爹正する	マ生的に題 (第3)開分・第23 第3)開分の問題 ((49)-(50)) その他 公約年金等以外4 配偶看の合計所 青を中自ち物近 首合中自ち物近 業現現の問題の 未納何の源泉即	<ul> <li>県分)</li> <li>納める税益</li> <li>運付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>専金額</li> <li>合計額</li> <li>除額</li> <li>寄等の</li> <li>合計額</li> <li>取得額</li> </ul>	2 5积金 額	(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (55) (57) (58)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>配当</li> <li>総与</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>7</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>8</li> <li>8</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>9<th>公的年金 栗豚 その他 (7)から( 時 サ)+(&gt;))×1</th><th>区分 等 (9)までのI 1/2}</th><th><ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(10)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> </ul></th><th>師・所得金額を何</th><th>80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000 8,170,400 \$ IL J S</th><th>予定時紀期</th><th><ul> <li>県分)</li> <li>納める税益</li> <li>運付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>命計数</li> <li>除数</li> <li>部等の</li> <li>合計数</li> <li>収税数</li> <li>収税数</li> <li>(&lt; 経越損失数</li> </ul></th><th>È 5祝金 額</th><th>(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59)</th><th></th><th>101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315</th></li></ul>	公的年金 栗豚 その他 (7)から( 時 サ)+(>))×1	区分 等 (9)までのI 1/2}	<ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(10)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> </ul>	師・所得金額を何	80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000 8,170,400 \$ IL J S	予定時紀期	<ul> <li>県分)</li> <li>納める税益</li> <li>運付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>命計数</li> <li>除数</li> <li>部等の</li> <li>合計数</li> <li>収税数</li> <li>収税数</li> <li>(&lt; 経越損失数</li> </ul>	È 5祝金 額	(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総与</li> <li>第</li> <li>総合課題・</li> <li>((1)+ (((t)))</li> <li>((t))</li> <li>(t))</li> <li>(t))</li></ul>	<ul> <li>公約年金</li> <li>単務</li> <li>その他</li> <li>(7)から(</li> <li>-・時</li> <li>サ)+(&gt;))×1</li> </ul>	区分 等 (9)までのI I/2}	<ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(11)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> <li>収入金額</li> </ul>	鎮・所得金額を <del>6</del> 3控験)	80,000 1,264,000 130,000 130,000 50,000 8,170,400 \$ IE \$ 3	予定時に親 (第1週今・第22)           第3周分の世襲 ((49)-(50))           その他           公約年金等以外           配偶着の合計所 等者官記解棄の 首告申告待列控 間所 職果職収報課の           新作の運展側 本部行の運展側 本年分で差し引 平均調報対象会	<ul> <li>(計)</li> <li>(計)</li> <li>(計)</li> <li>(計)</li> <li>(注)</li> <li>(二)</li> <li>(二)</li></ul>		(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (57) (58) (59) (60)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総与</li> <li>3</li> <li>総合課書・ (つ)+ ((1)</li> <li>(1)+ ((1)</li> <li>合計</li> </ul>	公的年金     栗勝     その他     (7)から(	区分 (9)までのI 1/2)	<ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(10)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(13)</li> <li>(14)</li> </ul>		80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 \$ 正 寸 3 1,380,912 180,000	ア支約回算     ((14))     (14))	<ul> <li>(計)</li> <li>(計)</li> <li>(計)</li> <li>(注)</li> <li>(二)</li> <li>(二)</li></ul>	È 5积金 類 I	(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (57) (58) (59) (60) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総与</li> <li>第</li> <li>総合連連 (コ)+ ((() 合計</li> <li>合計</li> </ul>	公約年金 単数 その他 (7)から( 	区分 (9)までのI L/2) いれる金額 注意除	(5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (10)         (11)         (12)         (12)         (13)         (14)         (15)		80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 50,000 1,380,912 1,380,912 180,000 40,000	予定地域選 (第3日か・2014) 第3日かの税基 ((14))-(50)) その税基 ((14))-(50) その税基 ((14))-(50) その税基 ((14))-(14))-(14) その税基 (14))-(14))-(14) 日本品を約加加 市場 日本品を約加加 市場 市 市 日 日 日 日 日 日 <th><ul> <li>(株)のる税益</li> <li>(株)のる税益</li> <li>(場合される)</li> <li>(場合計研究)</li> <li>(場合計研究)</li> <li>(日本)</li> <li></li></ul></th> <th></th> <th>(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (57) (58) (59) (60) (61)</th> <th></th> <th>101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315</th>	<ul> <li>(株)のる税益</li> <li>(株)のる税益</li> <li>(場合される)</li> <li>(場合計研究)</li> <li>(場合計研究)</li> <li>(日本)</li> <li></li></ul>		(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (57) (58) (59) (60) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総合</li> <li>第</li> <li>総合連案・ (コ)・{((() 合計)</li> <li>(() 合計</li> <li>(() 本会保険料</li> <li>小規模企算</li> <li>生命保険料</li> <li>地震保険料</li> <li>地震保険料</li> </ul>	公約年金           累務           その他           (7)から(           -時           サ)+(>))×1           5差し引か           雪腔除           電控除           空隙	区分           (9)までの1           1/2)	(5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (10)         (11)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)		80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 <b>5 I,380,912</b> 1,380,912 180,000 40,000 25,000	ア生物理 ((19)の分配 ((19)-(20)) この (19)-(20)) この (19)-(20) の約年金 (19)-(20) の約年金 (19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-	<ul> <li>(株のる税益 現付される</li> <li>現付される</li> <li>現付される</li> <li>の合計所得金額</li> <li>合計報</li> <li>合計報</li> <li>(収成額</li> <li>く提越損失額</li> <li>会額</li> </ul>	≥ 5現金 割 2 2 分 ま	(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (56) (58) (59) (60) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総合調査・ (コ)+ (((1)))</li> <li>合計</li> <li>分計</li> <li>分子((1))</li> <li>分子((1))</li> <li>分子(1))</li> <li>小規慎企算</li> <li>小規慎企算</li> <li>小規慎企算</li> <li>生命保険非</li> <li>準備保険非</li> <li>準備保険非</li> <li>事時、ひと</li> </ul>	公的年金           栗豚           その他           (7)から(           一時           サ)+(>))×1           交差し引か           空隙           単控除           単控除           単控除           単控除           ・     <	区分 (9)までの (2)までの (1/2) と辺称 と辺称	(5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (10)         (11)         (12)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)         (17)~         (18)		80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 5 IL 7 3 1,380,912 180,000 40,000 25,000	予定地設置 ((14))の公式 ((14))へ(14))、 ((14))、(14))、 ((14))、(14))、 ((14))、(14))、 ((14))、(14))、 ((14))、(14))、 (14))(14)), (14)) (14)), (14)), (14)) (14)),	<ul> <li>(計約の名称4)</li> <li>環付される</li> <li>環付される</li> <li>の合計所得金</li> <li>書金額</li> <li>合計額</li> <li>(計額)</li> <li>(対約</li> </ul>	2 5税金 額 [ [ ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>配当</li> <li>総合</li> <li>第</li> <li>総合課意・</li> <li>((1)+ (((1)))</li> <li>((1))</li> <li></li></ul>		区分           (9)までの1           (2)           (1/2)           (1/2)           (1/2)           (1/2)           (1/2)           (1/2)	(5) (6) (7) (8) (9) (11) (11) (12) (12) (12) (13) (13) (14) (15) (16) (19) (20)	() () () () () () () () () () () () () (	80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 8,170,400 8,170,400 1,380,912 180,000 40,000 25,000	ア支約6週 ((19)日からの日期 ((19)日からの日期 ((19)日(10))     マクの他 単、4日からの日期 単、4日が泉島の台川所 単、4日が泉島の台川所 開売県・一時 市売期用までに1 新生の日期また。11 中売期用までに1 新生の日期まで11 日本の時間	<ul> <li>(計)</li> <li>(計)のる税益</li> <li>運付される</li> <li>(注)の合計所得金</li> <li>(注)の合計所含</li> <li>(注)の合計所含</li> <li>(注)の合計</li> <li>(</li></ul>		(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (55) (59) (60) (61) (61) (61)	  :・その他の	101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>触与</li> <li>違合理念</li> <li>(1)+ (((())</li> <li>合計</li> <li>力+ 気(())+ ((())</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (()</li> <li>(1)+ (())</li> <li>(1)+ (()</li> <li>(1)+ (()</li></ul>	公約年金         東原           その他         (7)から((7)no))           交流         交流         (7)から((7)から((7)から((7)から((7)から((7)から((7)から((7)no))           交流         (7)から((7)から((7)no))         (7)から((7)no)           支流         (7)から((7)no)         (7)no)           支流         (7)no)         (7)no)           支流	区分           (9)までの1           (1/2)<	<ul> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(10)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(13)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(18)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(19)</li> <li>(11)</li> <li>(11)</li> <li>(11)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(12)</li> <li>(13)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(15)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(17)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(16)</li> <li>(1</li></ul>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80,000 1,264,000 130,000 50,000 8,170,400 51,380,912 180,000 40,000 25,000 750,000 380,000	<ul> <li>ア点地域 ((19)中(50))</li> <li>マの他</li> <li>公約年金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>皮肉等金幣以外</li> <li>水和小口菜用</li> <li>水和小口菜用</li></ul>	#かり 納める税益 運付される税 通付される税 協会税 総額 (株式) (協想規失数 (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協想規失数) (協力税益) (協力(協力益) (協力(協力益) (協力(協力益) (協力(協力(協力( (協力( (協力( (協力( (協力( (協力( (協		(50) (51) (52) (53) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
記当	公約年金         実施           実施         その他           (7)から(ごから)         (7)から(ごから)           (7)から(ごから)         (7)から(い)           (7)から(い)         (7)から(い)           (7)から(い)         (7)から(い)           (7)から(い)         (7)から(い)           (7)から(い)	区分           (9)までの           ハノン           ・ <td< th=""><th>(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (11) (12) (12) (12) (12) (12</th><th>·····································</th><th>80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 25,000 25,000 25,000 25,000 380,000 1,210,000</th><th>ア点地回復 ((19)-(20))         アの税職 ((19)-(20))           マの税 ((19)-(20))         マの税 (19)-(20))           マの税 (19)-(20)         マの税 (19)-(20)           東京市(18)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19</th><th>品分) 納める和益 運行される 第二番目である 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目の 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目 第二番目の 第二番目 第二番目の 第二番目の 第二番目の 第二番目 第二番目の 第二番目の 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二</th><th></th><th>(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (59) (60) (61) (61)</th><th></th><th>101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315</th></td<>	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (11) (12) (12) (12) (12) (12	·····································	80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 25,000 25,000 25,000 25,000 380,000 1,210,000	ア点地回復 ((19)-(20))         アの税職 ((19)-(20))           マの税 ((19)-(20))         マの税 (19)-(20))           マの税 (19)-(20)         マの税 (19)-(20)           東京市(18)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19)-(19	品分) 納める和益 運行される 第二番目である 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目の 第二番目での 第二番目での 第二番目での 第二番目 第二番目の 第二番目 第二番目の 第二番目の 第二番目の 第二番目 第二番目の 第二番目の 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二番目 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二		(50) (51) (52) (53) (53) (55) (55) (55) (59) (60) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
記当	公約年金         業務           その他         (7)から(2)           (7)から(2)         (7)から(2) <th>区分           (9)までの1           (1/2)&lt;</th> <th>(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (12) (12) (12) (13) (13) (14) (15) (16) (17)~ (18) (19)~ (19)~ (22) (22) (23) (24)</th> <th>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</th> <th>80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 1,380,000 750,000 25,000 25,000 380,000 1,210,000 480,000</th> <th><ul> <li>ア生物理 ((19)の分配 ((19)-(30))</li> <li>マの他 公司令金管玩外 記書ので私他の 育会中各特別記 調査ので私他の 素単で目空趣の 素単の行為他の 未続行の屈果副</li> <li>本年分で差し引 甲切道部分素点 空影・臨時所確:</li> <li>延続の屈果副</li> <li>本年分で差し引 甲切道部分素点</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li></ul></th> <th>3.9.1 時のる年に、「「「「」」」 時のる年に、「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「」」 5.11 「」」 5.11 「」」」 5.11 「」」</th> <th></th> <th>(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (61) (61)</th> <th></th> <th>101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315</th>	区分           (9)までの1           (1/2)<	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (12) (12) (12) (13) (13) (14) (15) (16) (17)~ (18) (19)~ (19)~ (22) (22) (23) (24)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 1,380,000 750,000 25,000 25,000 380,000 1,210,000 480,000	<ul> <li>ア生物理 ((19)の分配 ((19)-(30))</li> <li>マの他 公司令金管玩外 記書ので私他の 育会中各特別記 調査ので私他の 素単で目空趣の 素単の行為他の 未続行の屈果副</li> <li>本年分で差し引 甲切道部分素点 空影・臨時所確:</li> <li>延続の屈果副</li> <li>本年分で差し引 甲切道部分素点</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li></ul>	3.9.1 時のる年に、「「「「」」」 時のる年に、「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「「」」」 5.11 「」」 5.11 「」」 5.11 「」」」 5.11 「」」		(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>施与</li> <li>減</li> <li>(2) + ((((((((((((((((((((((((((((((((((</li></ul>	公約年金         東原           その間         (7)から(ご)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)	区分           (9)までの1           (1/2)<	(5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (10)         (11)         (12)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)         (17)         (18)         (19)         (19)         (19)         (19)         (11)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)         (17)         (18)         (19)         (20)         (21)         (22)         (23)         (24)         (25)	·····································	80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 25,000 25,000 25,000 25,000 380,000 380,000 480,000	ア点形成器 ((19)中、50)           夏3環分の税器 ((19)-(50))           この           泉泉市会着税3年           東京市会社3年           東京市会社3年           東京市長和市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市市会社3年           東京市長市長市長市長市会社3年           東京市会社3年           東京市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長市長	3分) 納める兆処、 連付される 3回の方形所備金 3回金添い所備金 3回金添い (記述現実証 (記述現実証 (記述現実証 (記述現実証 (記述現実証 (記述現実証))))))))))))))))))))))))))))))))))))		(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (60) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>総合理道</li> <li>(2) + ((((((((((((((((((((((((((((())))</li> <li>((((((((((((((((((())))))))))))))))))</li></ul>	公約年金         東原           その間         (7)から(ご)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)	区分           等等           (9)までの1           1/2)	(5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (11)         (12)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)         (17)         (16)         (17)         (12)         (12)         (13)         (14)         (15)         (16)         (120)         (120)         (212)         (223)         (224)         (225)         (226)	·····································	80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,012 1,380,012 1,380,000 25,000 25,000 380,000 1,210,000 480,000	ア点地回復 ((19)中(50))           夏3環分の税賃 ((19)+(50))           夏の税量           公約年金幣税件           夏素肉の合計所i 開催日空港総の 素地市6秒税型           創所名:	3分) 納める兆処、 属付される を当該 (初本) (初本) (初本) (初本) (初本) (初本) (初本) (初本)		(50) (51) (52) (53) (55) (55) (57) (58) (60) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
記当 第5 第6 第7 第7 第7 7 7 7	公約年金         夏期           その間         (7)から(1)           (7)から(1)         (7)から(1)           (7)から(1)         (7)から(1)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7)           (7)         (7) <td< th=""><th>区分           (9)までのJ           (9)までのJ           (2)           (1/2)&lt;</th><th>(5)           (6)           (7)           (8)           (9)           (10)           (11)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (18)           (19)           (20)           (21)           (22)           (23)           (24)           (25)           (26)           (26)</th><th>····································</th><th>80,000 1,264,000 130,000 5,000 5,000 5,000 1,300,912 1,380,912 1,280,912 1,290,</th><th><ul> <li>ア上市総裁 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 総務者の合計所 事業を定該総 第二の所 重要の定該総の 未知付の運業部</li> <li>単所書、一所所 運業の定該総合 第二の所 業業の定該と引 (19)</li> <li>マの総 (19)</li> <li>マの総 (19</li></ul></th><th>3 分) 時のる年代である 第 付きれる 第 付きれる 第 日本 第 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本</th><th></th><th>(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (60) (61) (61)</th><th></th><th>101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315</th></td<>	区分           (9)までのJ           (9)までのJ           (2)           (1/2)<	(5)           (6)           (7)           (8)           (9)           (10)           (11)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (12)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (18)           (19)           (20)           (21)           (22)           (23)           (24)           (25)           (26)           (26)	····································	80,000 1,264,000 130,000 5,000 5,000 5,000 1,300,912 1,380,912 1,280,912 1,290,	<ul> <li>ア上市総裁 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 ((19)) - (19))</li> <li>マの総 総務者の合計所 事業を定該総 第二の所 重要の定該総の 未知付の運業部</li> <li>単所書、一所所 運業の定該総合 第二の所 業業の定該と引 (19)</li> <li>マの総 (19)</li> <li>マの総 (19</li></ul>	3 分) 時のる年代である 第 付きれる 第 付きれる 第 日本 第 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (60) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>絶与</li> <li>第</li> <li>第</li> <li>(2)+((())</li> <li>(2)</li> <li>(2)+(())</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li></ul>	公約年金         夏期           その間         (7)から(ご)(7)から(ご)(7)から(ご)(7)から(2)から(7)から(7)から(7)から(7)から(7)から(7)から(7)から(7	区分           等等           (9)までの1           (2)           (1/2)	(5)           (6)           (6)           (7)           (8)           (9)           (10)           (11)           (12)           (12)           (12)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (18)           (19)           (19)           (11)           (12)           (12)           (12)           (20)           (21)~           (22)           (23)           (24)           (25)           (26)           (26)           (27)           (28)	····································	80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,300,012 1,380,912 1,380,912 1,380,912 1,380,912 380,000 1,320,000 480,000 48,445,912 230,000 11,1,400 25,000	<ul> <li>ア上市総選 ((19)) - (19) ((19)) - (19))</li> <li>マの他 公司令金等犯外 公司令金等犯外 思惑者の合計所 事業を注意確の 常金中合物犯 調査の定義的 未給付の運用副 本年分で至しう!</li> <li>平河国総対象金 支動・臨時希望、 記 範令の「高品」</li> <li>単応調査でに 認知の運用の 課題の定義の (19)</li> </ul>	3.9) ・ 時のうちれが用金 ・ 日本のうちれが用金 ・ 日本のうちれが用金 ・ 日本のうちれが用金 ・ 日本のうちん ・ 日本のううん ・ 日本のうちん ・ 日本のうちん ・		(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (55) (55) (57) (58) (59) (60) (61) (61)		101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315
<ul> <li>記当</li> <li>絶与</li> <li>端</li> <li>パ(2)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1)+(1</li></ul>	公約年金         重期           その間         (7)から(ご)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)	区分           等           (9)までの1           (2)           (1/2)	(5)           (6)           (7)           (8)           (10)           (11)           (12)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (18)           (19)           (19)           (11)           (11)           (12)           (13)           (14)           (15)           (16)           (17)           (18)           (19)           (21)           (22)           (23)           (24)           (25)           (26)           (22)		80,000 1,264,000 130,000 50,000 50,000 50,000 1,380,000 1,380,000 25,000 1,210,000 480,000 480,000 480,000 1,210,000 480,000 1,210,000 1,210,000 480,000 5,000,000 1,210,000 480,000 5,000,0	<ul> <li>ア点地図 ((19)-(20)</li> <li>マの他 ((19)-(20))</li> <li>マの他 の内を着切れ(19)-(20)</li> <li>マの他 知道(10)-(20)</li> <li>マの他 間に行きるのの 着色中各特別記 調査の定義的の 未続行の原出 中島相用までに「 認約電出版 運動</li> </ul>	3.9) 時のる年代の「日本」」 時のう年代の「日本」」 1.11 <		(50) (51) (52) (53) (54) (55) (55) (56) (57) (58) (60) (61) (61)	· · · · · その他の	101,200 27,700 8,170,400 500,000 15,315

# 延納の届出

#### 延納の概要

確定申告により納付する税金(申告書第一表⑤欄)の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付すれば(振 替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで)、残りの額を同年5月31日(水)まで延納することができます。 延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

延納届出額の入力	
	-
н. Н	
※ 13,000円が上限です。	

- ●「計算結果の確認」画面で納付する金額が生じた 場合には、延納の届出を行うことができます。
- 画面上に延納の届出が可能な金額の上限額が表示 されますので、その範囲内の金額を入力します。

# 住民税、事業税に関する事項

		住民税・事業税に関する事項の入	カ				
1 総手・公司半金等以外の所得がある方の入力項目 2							
<ul> <li>・ 給与、公約年金等以外の所得に係る住民税の撤収方法の選択</li> <li>○ 特別徴収</li> </ul>							
0 1	自分で納付						
2 16歳未満の扶養親族がいる方の	0入力項目 <table-cell></table-cell>						
扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当		
	~		D	0			
	~	✓ # ✓ 月 ✓ 日					
	<	>         年         >         日					
	~	<b>、</b> 年 <b>、</b> 月 <b>、</b> 日	O	O			
	~	▼ 年 ▼ 月 ▼ 日	0	0			
	~						
※ 16歳未満の扶養親族が障害者に	該当する場合には、	扶養控除画面に戻って入力を行ってください。					
3 退職所得のある配偶者・親族が	いる方の入力項目 🎧						
<ul> <li>・配偶者・親族の氏名</li> <li>(241)</li> <li>(241)</li> </ul>	0文字以内]						
· 統柄							
<ul> <li>・生年月日</li> </ul>	~						
	<b>v</b> v 年	♥ ♬ ♥ 日					
<ul> <li>退職所得を除く所得金額</li> <li>(半角前)</li> </ul>	(字9桁]						
・摩害者の該当	H						
<ul> <li>所得金額調整控除</li> </ul>		~					
<ul> <li>所得金部</li> <li>・ 嘉婦・ひとり親の該当</li> </ul>	調整控除の適用を受	けている。					
	~						
※ 配偶者控除の入力をされる場合 ※ 扶養控除の入力をされる場合に	には、配偶者(特別) は、扶養控除画面に見	控除画面に戻って入力を行ってください。 Rって入力を行ってください。					
4 別回の配偶者・親族・事業専行	¥者がいる方の入力項	E 2					
<ul> <li>・別居の配偶者・親族(16歳未満)</li> <li>[各金]</li> </ul>	、申告される方以外の 角15文字以内]※印刷する	○扶養親族も含む。)・事業専従者の氏名・住所 ◎合は各全角9文字以内					
姓: 名:							
[寿全] 住所:	角28文字以内] ※印刷する	增合は各全角16文字以内					
※ 2名以	上いる場合は、「名」	又は「住所」欄に「他〇名」と入力してください。					
<ul> <li>・国外居住親族</li> <li>別居の計</li> </ul>	配偶者・親族・事業専	縦者が非居住者である。					
5 配当所得等がある方の入力項目	8						
<ul> <li>・非上場株式の少額配当等の金額が</li> <li>はい</li> <li>しいし</li> </ul>	がありますか? ヽえ						
<ul> <li>配当割額控除額</li> </ul>	E	1					
<ul> <li>株式等線波所得到額控除額</li> </ul>	н						
7 事業所得や不動産所得がある7	ちの入力項目 😭						
<ul> <li>所得税で控除対象配偶者などとし</li> <li>[各全)</li> </ul>	した専従者 角11文字以内] ※印刷する	现合は各全角 9 文字以内					
姓: 名:							
給与:		H					
<ul> <li>・非課税所得など         [半均]     </li> </ul>	载字2桁] 200						
衛号: [半角] 訴進全頭。	p₽ 数字9桁] α						
<ul> <li>         ・損益通算の特例適用的の不動産用         </li> </ul>	5得						
(*\$)	数字9桁] [円	3					
<ul> <li> 不動産所得から差し引いた青色         (半角)     </li> </ul>	申告特別控除 数字9桁]						
<ul> <li>事業用資産の譲渡損失など</li> </ul>	- 事業用資産の譲渡損失など						

●次の内容について、該当するものを選択又は入力します。

- 1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 3 退職所得のある配偶者・親族がいる方の入力項目
- 4 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
- 5 配当所得等がある方の入力項目
- 6 株式等譲渡所得割額控除額がある方の入力項目
- 7 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

作成を始める前に

手順

手順 4

せ

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民 税や事業税の申告書を提出する必要はありません。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が 税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

#### 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 –

給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。

※ 給与所得及び令和5年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は 公的年金から差し引かれます。

#### ▶16歳未満の扶養親族 ■

扶養控除の画面で入力した内容が、自動反映されます。

#### ▶ 退職所得のある配偶者・親族の氏名等 =

令和4年中に退職所得(源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。)のある配偶者又は親族等の 退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、あなたが個人住民税の配偶者(特別) 控除、扶養控除等を受けることができます。その場合には、令和4年中に退職所得のある配偶者又は 扶養親族の氏名・続柄・生年月日・令和4年分の退職所得を除いた合計所得金額を入力します。 ※住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

●障害者の該当

令和4年中に退職所得のある配偶者又は親族等が障害者である場合、障害者の区分を選択します。

#### ●所得金額調整控除

令和4年中に退職所得のある配偶者(同一生計配偶者であって特別障害者である場合に限ります。)又 は扶養親族(特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限ります。)が、あなたの「配偶者控 除」、「扶養親族」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、個人住民税の所得金額調整控除 (※)の適用を受ける場合に選択します(例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特 別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族と なっている場合などが該当します。)。

※ 個人住民税の所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控 除するというものです。

●寡婦・ひとり親の該当

あなたが、次に該当する場合は、該当する区分を選択します。

寡婦	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、	あなたが寡婦に該当する場合
ひとり親	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、	あなたがひとり親に該当する場合

#### ▶ 別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所 =

配偶者・親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を入力します。 なお、控除対象配偶者や扶養親族については、配偶者(特別)控除、扶養控除の各画面でも「別居」を 選択する必要があります。

#### ▶ 非上場株式の少額配当等 =

住民税は、所得税等において確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所 得と総合して課税されます。

#### ▶ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等の譲渡所得の各画面で入力された内容が、自動反映されます。

令和4年中に道府県民税配当割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲 渡所得割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をし ないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告を して所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受け ることとなります。

なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税 方式を選択する場合は、お住まいの市区町村から住民税の納税通知書が送達される前に住民税の申告書の提出が必要です。 ただし、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額の全てを住民税において特 別徴収で済ませること(申告不要)としようとする場合は、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住 民税で申告不要とすることで住民税の申告書の提出が不要となります。

※①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。

※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が 納税者に通知することになっています。

●令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定 株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において特別徴収で済ませること(申告不要)としようとする場 合(所得税においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。)には、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部 について、申告不要とすることができます。この場合、原則として、お住まいの市区町村に対する住民税の申告書 の提出は不要となりますが、以下の点にご留意ください。

- ※ 住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、申告不要を選択することは できません。
- ※ 上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等(所得税において申告不要とする非上場株式の少額 配当等を含みます。)、上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収口座以外のもの)又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税 において申告不要とすることができません。
- ※ 住民税において、所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合には、別途、住民税の申告書の提出が必要となることがありま すので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ※ 申告不要を選択し、住民税の申告書を提出しない場合には、住民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができま せんのでご注意ください。

#### ▶ 所得税で控除対象配偶者などとした専従者 —

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方 を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます(青色事業専従者の要件は、所得税の 場合と同様)。

これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を入力します。

#### ▶ 非課税所得など -

事業税の税率が異なる事業や非課税の事業に該当するかを確認し、該当する番号とその所得金額を入力します。

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、 事業の種類により税率等が異なります。

#### ◆地方税法第72条の2に定められている事業

,半厅类

,他去業

,物口服主类

•保険業	•問屋業	•装蹄師業
•金銭貸付業	•両替業	•弁護士業
•物品貸付業	•公衆浴場業	•司法書士業
•不動産貸付業	•演劇興行業	•行政書士業
•製造業	•遊技場業	•公証人業
•電気供給業	•遊覧所業	•弁理士業
•土石採取業	•商品取引業	•税理士業
•電気通信事業	•不動産売買業	•公認会計士業
•運送業	•広告業	•計理士業
•運送取扱業	•興信所業	• 社会保険労務士業
•船舶定係	•案内業	<ul> <li>コンサルタント業</li> </ul>
場業	•冠婚葬祭業	•設計監督者業
•倉庫業	•畜産業	•不動産鑑定業
•駐車場業	•水産業	•デザイン業
•請負業	• 薪炭製造業	•諸芸師匠業
•印刷業	•医業	•理容業
•出版業	•歯科医業	•美容業
•写真業	•薬剤師業	<ul> <li>クリーニング業</li> </ul>
•席貸業	•あん摩、マッ	•歯科衛生士業
•旅館業	サージ又は指	•歯科技工士業
・料理店業	圧、はり、きゅう、	• 測量士業
<ul> <li>飲食店業</li> </ul>	柔道整復その他	<ul> <li>土地家屋調査士業</li> </ul>
・周旋業	の医業に類する	•海事代理士業
•代理業	事業	•印刷製版業

- ・
   被数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合
  - 1. 畜産業から生ずる所得(農業に付随して行うものを除く。)
  - 2. 水産業から生ずる所得(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)
  - 3. 薪炭製造業から生ずる所得
  - あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復 その他の医業に類する事業から生ずる所得 ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力(矯正視 力)が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されません ので「10」を入力してください。
  - 5. 装蹄師業から生ずる所得

#### ②次に示す非課税所得がある場合

- 6. 林業から生ずる所得
- 7. 鉱物掘採(事)業から生ずる所得
- 8. 社会保険診療報酬等に係る所得
- 9. 外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)
- 10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから 生ずる所得

#### ▶損益通算の特例適用前の不動産所得 ■

土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して 算定した金額(所得税における損益通算の特例適用前の不動産所得の金額)を入力します。

▲ 不動産所得や決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

#### ▶ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を入力します。

▲ 決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

#### ▶事業用資産の譲渡損失など

#### 該当する金額を入力します。

次の①又は②に該当する損失の金額を入力します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産(土地、構築物、建物、無形固定 資産を除く。)を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失

- ②事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失
- ※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年(①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認め られている場合に限る。)以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

#### ▶前年中の開(廃)業 =

令和4年の中途で開業又は廃業した場合は、プルダウンから「開業」又は「廃業」を選択し、その月日を 入力します。

#### ▶ 他都道府県の事務所等

他の都道府県に事務所等がある場合は、 「□他都道府県の事務所等」欄 の□をチェックします。 事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある 場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。 なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項(複数の都道府県の事務所又は事業所がある場合の所在地・ 各月の末日現在の従業者数など)をお尋ねすることもあります。 手順

せ

# 住所、氏名等の入力

住所・氏名等入力				
トップ重素 > 単形単価 > 申告書等の作成 > 甲名書等の送信・印刷 > 終了				
納付について				
あなたの納税額	¤ <b>27,70</b> 0	円 टर्ग.		
納付は、以下のい 由告書の提出論に	ずれかの方法で行って、 取職事がら続けまか)	ください。 それた時間運行協力が	明らせけありませんので、ご注意ください	
条続付方法の詳細に 個人住民税につきま	ついては、 <u>国税庁ホームペ</u> しては、確定中告等に基づき	ー <u>ジ</u> をご知ください。 市区町村で別出計算され	BUCHAROUX ENDOCI CLEMICALEVIS 353.	
納付手続名			統付方法	
財務 会	振費納税 和4年分の期限内中告分	の振誓日は、令和5	あなたが最基特徴をご利用の金融機関等は次のとおりです。	
年,	4月21日(金)です。 度振替低頼書を提出され	しる場合は、今和5年	期限内に中告された場合に限りご利用いただけます。	
3.F	月15日(水)までに提出	してください。	<ul> <li>申告書の提出先税務署が変わった方</li> <li>最着納税の総務を希望される方は、チェックボックスを選択してください。</li> </ul>	
手数料 不	要です。		なお、振器時税を利用する金融機関を変更する場合は、改めて振器依頼圏の提出が必 要となります。	
			※中自書の成出元税設置が変わらない方は、チェックボックスの選択は必要ありません。 取材時期の回時をお望する	
			<ul> <li>ご利用の全時期問題を変更される方</li> </ul>	
			- こうり1000000000000000000000000000000000000	
			×原替切録音(書面)を作成するには、金融編載が強け印が必要です。 。Tevin 「AUP+本を経ちれる方中」「中本事を決定」。も後の作用について」を示かす。ロインス	
			CHARLES BRAILER MILLING/ALL 1142世紀180/1800/1900/1900/1900/1900/1900/1900/1	
	スマホアプリ納付		「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、時付受託 含った時の後付き委託する方はアオ	
用限 令	和5年3月15日(水) 義です。		メッセージボックスから納付手続を行ってください。	
			利用可能なPay払いは <u>ごちら</u> をご確認ください。 <注意単項>	
			スマホアプリ納付をした場合、続付洛の純税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合 があります。	
10.02	電子納税		e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法で す。	
手数料不				
-0 #6	ンターネットバンキング等で B、利用のための手数科がた	eわ時して続けされる いかる場合があります。		
	クレジットカード納	41	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、時付受託 者へ国税の納付を受託する方法です。	
<ul> <li>財限</li> <li>手数料</li> </ul>	4U5年3月15日(水) 付税額に応じた決済手参	な科がかかります。	<注意事項> クレジットカード続付をした場合、続付済の終税証明書の発行が可能となるまで、3番問題章かかみ、	
決議	責手数料は国の収入になる ξ	5のではありません。	場合があります。	
11 R 43	コンビニQR納付 和5年3月15日 (水)		申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンス ストアで納付する方法です。	
手数料 不	豊です.		利用可能なコンビニエンスストアは <u>ごちら</u> をご確認ください。 21世界第5	
			コンビニ時付をした増合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間偏直かかる増合があります。	
			コンビニ時付用QRコードを作成する	
	窓口跡村		金融編纂又は所韓の税務署の窓口で納付する方法です。	
用限令	和5年3月15日(水)		給付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	
手数料不	嬰です。			
通知方法の選	保必須			
この中告書に係る はい	通知等がある場合、 ell いいえ	<u>axでの通知</u> を希望しま	すか?	
※ e-Toxへ運知書か い。	/格納された場合、 <u>e-Taxに</u>	ご登録いただいているメー	ル <u>アドレス</u> へお知らせします。マイナンバーカード等でe-Toxiにログインして運知書を確認してくださ	
□ 確認方法はごち	55			
※ e-Taxでの通知力	「できない場合には、書面で	通知書が送付されます。		
住所・氏名等	の入力	* (フトルート水体))	+281 7 1 h1 7 + #1 5 + 40 + +4	
約税地情報			AND CAN DEDUCTION AND A CAN	
納税地 谢		住所	事業所等	
		事業所等を結税地とす; 東日本大震災により選到	場合には、廃土が必要です。 差されている方は <u>ごちら</u> をご参照ください。	
住所又は 事業所等	部便當号 創道府県 23	100 - 8	978	
	市区町村	新御田村県 東京都	■ 「市区を約1」「十10日と ■ おかった方は、ごちらから戦略発展や市区即村を選択してください。	
	町名・番地 🚳	(都道府県市区町村 売が開3-1-1	と合計で全角28文字以内)	
	建物名·号鉴	#2/7803-1-1-1 (全角28文字以内)		
令和5年1月1日4		アパート名、号楽 会和5年1月1日の件	新は上記と問いですか?	
1100-119100		1200	いいえ しいえ	
中告書を提出する	积弱署			
提出先税務署	201	都道府県 東京都 リストから都道府豊な3	<ul> <li>▼ 税務署名 期町 ▼</li> <li>■ 税務署名を選択してください。</li> </ul>	
整理番号		(半角数字8桁)		
		01234567 原稿整から送付された中告書等により答理審号がお分かりになる場合は入力してください。		
20		(1888)からににいたで無難でいた。3000年7月1000000000000000000000000000000000		
提出年月日				
		令和 •	▼ 年 ▼ 月 ▼ 日	
氏名等		令和 v		
氏名等 氏名 (力ナ)		令和 ▼ せイ (全角11文字) コクゼイ	★ ▼ 月 ▼ 日 N(1) × イ (金貨112年以内) (クロク 1) × イ (金貨112年以内)	
氏名等 氏名 (力ナ) 氏名 (漢字)	29	<ul> <li>令和 ▼</li> <li>セイ (全角11文字</li> <li>コクゼイ</li> <li>姓 (全角10文字以)</li> </ul>	★ 「 y 月 」 ↓ 日     B     B     A     ( 生発11文字以内)     [     200     ]     (     ( 生発11文字以内)     ]     [     7     ]     (     ( 生発11文字以内)     ]     ]     [     ]     [     ]     [     ]     ]     [     ]     [     ]     ]     [     ]     ]     [     ]     ]     [     ]     [     ]     [     ]     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     ]     [     ]     [     ]     ]     [	
氏名等 氏名 (力ナ) 氏名 (漢字)	25	<ul> <li>令和 ▼</li> <li>セイ (全角11文字)</li> <li>コクゼイ</li> <li>姓 (全角10文字以)</li> <li>国税</li> <li>(半角数字会社14桁)</li> </ul>	★ 、	
氏名等 氏名 (力ナ) 氏名 (漢字) 電話番号	80	令和 v       セイ (全角)12字       コクゼイ       姓 (全角)2字以       面积       (牛角数字合計14桁)       03	・	
氏名等 氏名 (カナ) 氏名 (漢字) 電話番号 世帯主の氏名	28		・ 年        ・	
氏名等 氏名 (力ナ) 氏名 (漢字) 電話番号 世帯主の氏名	2	令祖 マ           セイ (全角11文字)           コクゼイ           姓 (全角10文字以)           国税           (半角款字合計14時 03           (生角10文字以内)           (生角10文字以内)           国税 太郎	<ul> <li>★ 、</li></ul>	
氏名等 氏名 (力ナ) 氏名 (漢字) 電話番号 世帯主の氏名 世帯主からみた)	23 <b>3</b>	令相            セイ         (金角112年)           コクゼイ            技         (金角10次年)( 国税           (学角数学会計14時 03            (金角10次年)(月)            (金角10次年)(月)            (金角10次年)(月)            (金角10次年)(月)            (金角10次年)(月)            (金角5次年)(月)	・	
氏名等 氏名 (カナ) 氏名 (漢字) 氏名 (漢字) 電話番号 電商主の氏名 世際主からみた3	98 88 88	会社 (金月11次年)         コンピイ         コンピイ         2 (金月10次年)         3 (金月10次年)         3 (金月10次年)         (金月10元年)         (金月10元年)         (金月10元年)	<ul> <li>★ 「 ▼ 月 」 ▼ 日</li> <li>W(内) ×イ (金角11次年以内)</li> <li>タロウ</li> <li>カ) 6 (金角11次年以内)</li> <li>オボ</li> <li>(メカ)</li> <li>(本部)</li> <li>(</li></ul>	
<u> 氏</u> 名 (次字) 氏名 (次字)	251	金田            コクゼイ            当クゼイ            第            (年月12天平)            第            (年月12天平)            (日本)            (日本)     <	<ul> <li></li></ul>	
<ul> <li>正名等</li> <li>氏名(次字)</li> <li>氏名(次字)</li> <li>単記番号</li> <li>定原主の氏名</li> <li>提展主からみた1</li> <li>観察</li> <li>屋号・勝号</li> </ul>	95 8/8		▼     ▼     ▼       UP1     ×     (±ħ11270/ħ)       (202     (202       P0     6. (±ħ10270/ħ)       (±ħ11270/ħ)     (±ħ10270/ħ)       (±ħ11270/ħ)     (±ħ10270/ħ)       (±ħ10270/ħ)     (±ħ102	

# ▲ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座を ご利用ください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名など の名称(屋号)が含まれる場合や名義が旧姓のままであるな どの場合は、振込みできないことがあります。 が、自宅等からe-Taxで提出された還付申告は3週 間程度で処理しています。 納付について(納税額がある場合) ●納付方法が画面上に表示されます。 ●新たに振替納税の手続をするための振替依頼書や 納付額が30万円以下の場合にコンビニエンススト アで納付できるQRコードを作成することができま す。 住所、氏名等の入力= ●入力した郵便番号から住所を表示することができ ます。また、申告書を提出する税務署も表示され ます(郵便番号で税務署を特定できない場合は、 提出先税務署を選択します。)。 住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する 税務署に申告をする方は、納税地の「事業所等」ボタンをクリッ クして、事業所等の所在地を入力します。 ●建物名などを入力すると文字数制限を超えるとき は、入力を省略してください(例:マンション名 を省略して入力)。 ●申告する方が世帯主である場合、世帯主の氏名欄 の「ご自身が世帯主」をクリックすることで氏名 (漢字) が表示されます。 ●個人事業者の方は、事業の内容を具体的に入力 します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。 複数の事業を兼業している方は、全ての事業に ついて入力します。 ●収入が給与や公的年金等のみの方は、屋号・雅号 欄の入力は不要です。なお、屋号や雅号が文字数 制限を超えるときは、送信準備画面の特記事項欄 に入力してください。

住所、氏名等の入力画面は申告内容を入力した後、表示

●還付金の受取口座等を入力します。42ページを参照

▶ 還付について (還付金額がある場合)=

されます。

してください。

# 還付される税金の受取場所

住所・氏名等入力
トップ画画 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 中告書等の送信・印刷 > 終了
進付金額について
<b>あなたの通信金額は 34,204円</b> です.
受取方法の選択
温付金の受知りには、勝野会口塗への超込みをご利用ください(中色される方ごキ人名義の口間に思ります。)。 公会変取口達を整理系の方で、1. 新江国本の成以みを経営される単合は、1. 公会変取口塗への飲成力)を選択してください。 入力に同び方かった自宅が寄得る名見のご問題を入ったになきなどは、6. 高い子をない、高さ会の私に手続ができませんのでご注意ください。
○ ゆうちょ銀行以外の銀行寺への振込み
○ ゆうちょ銀行への振込み
○ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り
○ 公会受助口違への振込み

計算の結果、還付金が生じた場合には、受取方法を選択し、受取口座等を入力します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。
 ● 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
 ● 名義が旧姓のままである場合

- ※納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。
- ※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行に ご確認ください。

#### ▶公金受取口座の登録・利用=

還付金の受取口座として入力した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座の登録」で 「登録する」を選択します。

※ 上記の方法のほか、マイナポータルからも公金受取口座の登録が可能です(https://myna.go.jp)。

- ※ 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。
- ※ 公金受取口座の変更を行う場合は、マイナポータルから変更の手続を行ってください。

また、公金受取口座への振込みを希望(<u>既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。</u>)する場合には、「公金 受取口座への振込み」を選択します。

※ 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座が還付金の振込先となります(納税管理人名義の口座を公 金受取口座として登録・利用はできません。)

▲確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)が正しく入力されていない場合や本人確認書類の不備等 により本人確認ができない場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情 報が正しく入力されていない場合も、公金受取口座を登録することはできません。公金受取口座の登録結果に ついては、マイナポータルから必ず確認してください(※)。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続における登録について」をご覧ください (https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\_registration\_faq\_03)。

※ 確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口 座として登録できる金融機関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

#### ○ 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国 (デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」 をご確認ください(https://www.digital.go.jp/policies/account\_registration/)。 なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)
 受付時間 平日:9時30分から20時00分まで

土日祝:9時30分から17時30分まで(年末年始を除く。)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約(https://img.myna.go.jp/html/account\_ registration\_riyoukiyaku.html)もご確認ください。

#### ○ 登録情報の確認・登録口座の変更・登録の抹消について

公金受取口座の登録状況の確認、登録口座の変更、登録の抹消を行う方は、マイナポータルからお手続きください(https://myna.go.jp)。

# マイナンバーの入力

住所、氏名等の入力後、マイナンバー の入力画面が表示されます。

- ●申告する方や扶養親族等でマイナン バーの入力が必要な方の入力欄が表 示されます。
- 「入力値を表示する」にチェックを つけると、入力しているマイナンバ ーを確認することができます。

বন	マイナンバーの入力						
トッフ	トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了						
マイナ	マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。						
	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー(半角数字12桁)	入力値を 表示する		
1	国税 太郎	本人	昭和43年10月13日				
2	国税 花子	配偶者	昭和57年7月7日				

丰

せ

# 手順5 ▶ 確定申告書の送信・データ保存

送信前の	送信前の申告内容確認						
トップ画面	> 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了						
<b>止</b> 申 次	▲ 申告書等はまだ送信されていません。 次の画面以降で送信をしてください。						
確認する	帳票の選択 要がない機果については、項目のチェックを外してください。						
チェック	項目名						
	申告書等送信票(兼送付書)						
	申告書第一表【申告内容確認票】						
<b>v</b>	申告書第二表【申告内容確認票】						
確認の手	ИД						
手順1 下の	り「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。						
手順2 保存	アしたPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してください。						
□ <u>帳票の確</u>	認で分からないことがある方はこちら						
	帳票表示·印刷						

●申告書の送信前に、申告書の内容に誤 りがないか、帳票を表示して確認しま す。

「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。

●マイナンバーカード認証方法を確認 し、変更する場合は変更後の方法を選 択します。

送信準備
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
▲ e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に <u>ごちら</u> をご確認ください。 利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。
令和5年3月15日(水)の24時を過ぎて受信した <u>確定申告義務がある方</u> の令和4年分の所得税確定申告データは、確定申告期限後に提出され たものとなりますのでご注意ください。
申告書に添付するデータ(xmlデータ)の送信
入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか?
はい いいえ
税理士等に関する入力欄
税理土等に関する入力がありますか?
itiv เบเว
登記情報に関する入力欄
登記情報に開する入力がありますか?
はい しいえ
特記事項
特記事項に関する入力がありますか?
はい いいえ
市販の会計ソフト等を利用する場合
送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか?
はい いいえ
マイナンバーカード認証方法の変更
認証方法を変更する場合は、以下のいずれかを選択してください。 <u>必須</u>
€ QRJ − F
○ ICカードリーダライタ



44

せ

この送信	票(兼	送付書)	, ) は、	<b>令和04年分</b> <sub>電子データで送信</sub> 1	<sup>受付番号:</sup> ↑の申告書等送信票(兼送付書) した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。
提出する	書類の	ない方	<b>よ</b> 、こ	の送信票(兼送付	書)の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。
住	<sub>受付印</sub> 所	(〒1 東京都	100-8 8千代[	1978) 田区霞が関3-1‐	-1
氏	名	コクゼ 国税	ィッロ 太	1ウ 郎	
整理者	₿号				利用者識別番号
受付日	日時				受付番号
税 理 コ 氏名・	上 等 名称				税 理 士 等 ( ) 電 話 番 号
结记事	まです				
	F 73				
「別途损	出」	欄 に C	印の	ある書類は、こ	
電子 送信	提出	日月	川途 昆出		送信(送付)書類名
0				申告書第一表	
0				申告書第二表	
			0	収支内訳書(一般	用・営業等)
			0	収支内訳書(不動	産所得用)
		_			
			提	出書類	この送信票(兼送付書)と上記「別途提出」欄に〇印のある書類
添付	書舞	の	提	出先	事業所等の所在地の所轄の税務署(右下に表示されている税務署)
提出			提	出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付(送料は負担願います。) ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

#### ●左の申告書等送信票(兼送付書)の「別 途提出」欄に○印がある書類は、印刷 した送信票(兼送付書)と一緒に提出先 の税務署へ提出してください。

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限 り、猶予が認められることがありますので、所輔の税務署(徴収担当)にご相談ください。 詳しくは、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へをご確認ください。 () マイナンバーカードの有効期限にご注意ください 令和元年(2019年)中にマイナンバーカードを取得された方については、令和5年(2023年)中に電子証明書の有効期限が切れる場合があ ります。 電子証明書の有効期限が切れると来年の確定申告でe-Taxをご利用できなくなります。 更新は有効期限の3ヶ月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いいたします。 □ 有効期限の確認方法はこちら 入力データの保存 入力データを保存しておくと、来年の申告書等の作成に利用することができます。 添付書類の提出準備 以下の添付書類を準備してください。 書類名をクリックすると、見本を確認することができます。 <u>収支内訳書(一般用・営業等)</u> アンケートのお願い このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。 - トの回答は任意です。 アンケートに回答する 他の申告書等を作成する方 住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。 へのご案内 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

申告書を送信した後の作業について

●確定申告書を送信した後は、「申告書 を送信した後の作業について」をご確 認ください。

- ●「入力データを保存する」ボタンをク リックすると、作成した確定申告書の データを保存することができます。入 カデータを保存しておくと、来年の確 定申告書を確定申告書等作成コーナー を使用して作成する際に利用すること ができます。
- ●「アンケートに回答する」ボタンをク リックすると、確定申告書等作成コー ナーに関するアンケートに回答するこ とができます。ぜひ皆様のご意見をお 聞かせください。

作

成を始める

前

手

順

丰

順

2

丰

順

З

#### この手引きにおいて使用している用語の解説です。

#### ◆ 総所得金額等

#### 次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算し た金額です。

- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短) 期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金 額です。
- 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・ 配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(→13) ページ)後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の) 金額)の2分の1の金額
- ただし、次の 繰越控除 を受けている場合は、その適用後の 金額をいいます。
- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

#### ◆ 合計所得金額

#### 次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算し た金額です。

- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短) 期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金 額です。
- 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・ 配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(→13) ページ)後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の) 金額)の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた 繰越控除 を受けている場 合は、その適用前の金額をいいます。

#### ◆ 生計を一にする

- 日常の生活の資を共にすることをいいます。
- 会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している 又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、 ①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、 ②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇に は他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一に する」ものとして取り扱われます。

#### ◆ ひとり親

現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の ①~③のいずれにも当てはまる方

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)がい ること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2) がいないこと
- ※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者 や扶養親族とされている方は除きます。
- ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」な どと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」な どと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

#### ◆ 寡婦

- 上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①~③のいずれにも 当てはまる方
- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 以下のいずれかに該当すること
  - ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明など の方
  - ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(※1)を 有する方
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2) がいないこと

- 国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語 についてもキーワードで検索できます。
- ※1 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納 税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除き ます。
- ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」な どと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の[妻(未届)]な どと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

#### ◆ 障害者

令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡 の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体 に障害のある方

- 身体障害者手帳や療育手帳(※)、戦傷病者手帳、精神障害 者保健福祉手帳の発行を受けている方
  - ※「療育手帳」は、「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」な ど各自治体によって別の名称で呼ばれていることがありま す。
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして 市町村長等の認定を受けている方 など

#### ◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- ●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記 載されている方
- 療育手帳に障害の程度が重度として「A」(「マルA」、「A2」など) と表示されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- ●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

#### ◆ 同一生計配偶者

- あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方 令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その
- 死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない 又は白色申告者の事業専従者でない。

#### ◆ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円 以下の場合の配偶者をいいます。

#### ◆ 扶養親族

令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡 の日)の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、 都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又 は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない 又は白色申告者の事業専従者でない。

#### ◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢 が16歳以上の方)

#### ◆ 国外居住親族

非居住者(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1 年以上国内に居所を有しない個人)である親族をいいます。確 定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別) 控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る 『親族関係書類』及び『送金関係書類』の添付等が必要です。

手順5

用語の解説

お知らせ

# ~お知らせ~

#### ○ 申告書等の添付書類について

確定申告書及び修正申告書(以下「申告書等」といいます。)については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示は不要です。

ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。

- (添付が不要となる書類)
- ・給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当等の支払通知書
- ·特定口座年間取引報告書
- · 未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書
- ・「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格 の資産ごとの明細を記載した書類

# ~市区町村からのお知らせ~詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

#### ○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要 です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

令和4年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和4年 4月3日から令和5年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和5年度より新たに特別徴収の対象者となります。

#### ○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達まで に、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達ま でに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除 しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用 を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を 提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可 能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります。

#### ○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除(➡28ページ)額がある場合、翌年度分(令和5年度分)の個人住民税額か らその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確 定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

# ~商標について~

- ・「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- · Android、Chrome、Google、Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
- ・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Microsoft Edge、Windowsは、米国Microsoft Corporationの、米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。 なお、本文中では(R)、TMは明記していません。